洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について

答申

令和７年１月

洞爺湖町教育行政審議会

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1

第１部 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
１　学校教育を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
(1)社会の変化と子どもたちに育むべき資質・能力・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
(2)児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
(3)学校及び教育関連施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
(4)町財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5

２　各種計画における方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
(1)第２期洞爺湖町まちづくり総合計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P8
(2)第２期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・・・・・・ P12
(3)第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン改訂版・・・・・・・・・・・・・・・ P12
(4)洞爺湖町教育大綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

３　これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
(1)洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言・・・・・・ P16
(2)洞爺湖町内小中学校の適正配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
(3)洞爺湖町学校施設長寿命化計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
(4)洞爺湖町学校給食センターの今後の方向性についての提言書・・・・・・・・・ P19

第２部 各論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P20
１　洞爺湖町立学校における特色ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
(1)子どもたちに育てたい資質・能力等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
(2)子どもたちにとっての特色ある学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
　ア　学校規模等の観点から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
　イ　義務教育の目的・目標の観点から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P28

２　教育環境の向上に関する総合的な方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
(1)教育環境の向上に関わる協議の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P31
(2)各施設に関わる方策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
　ア　校舎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P36
　イ　給食センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P40
　ウ　プール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P42
　エ　体育館等、その他の社会教育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P44

◇参考資料

はじめに

本答申は、令和５年１１月１７日に洞爺湖町教育委員会から洞爺湖町教育行政審議会（以下「審議会」）に対し、「洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について」諮問されたことを受け、その方策を示すものです。

審議会では、洞爺湖町が進める「第２期洞爺湖町まちづくり総合計画」や「洞爺湖町教育大綱」、「第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン改訂版」等との整合性を図るとともに、平成２６年に策定された「洞爺湖町内小中学校の適正配置計画」の考え方を検証しながら、令和７年１月２３日の会議を含め９回の審議を重ねてきました。

とりわけ、審議においては、教育におけるいわゆるソフト・ハードの両面から、洞爺湖町で目指す子どもの姿やそれを実現するための環境づくりといった視点でのワークショップを実施し、そこで出された多様な意見や考え方をベースとしながら内容を深めてまいりました。

審議をとおして、

・人口減少や少子高齢化などの社会的課題や老朽化した教育施設の問題に直面しつつ、さらには有珠山の噴火に備えながら地域全体が一つとなり、未来を担う子どもたちのために、「学びの場」をどのようにつくることができるか考えていく転換期である。
・洞爺湖町全体が「学び」のフィールドとして、町の豊富な教育資源と豊かな自然や産業を最大限生かし、「主体性を持ち、多様な人々と協働しながら学び続ける」力を育むことができる教育環境を整備することは大人の役目である。
・子どもの学びを通じて、学校や地域が元気になる。教育施設や活動の場を通じて人が出会いつながり豊かな学びが生まれる。町民総がかりで、このような教育の好循環を構築し、洞爺湖町の魅力を胆振管内はもとより、全道、全国、世界へ発信することで、町のさらなる活性化と地域創生につなげる。
・教育基本法や学校教育法の改正により義務教育の目標が示されたことを踏まえるとともに、子どもの成長の早期化や中１ギャップ等への対応も含め、義務教育９年間の系統性や学びの連続性を意識した小中一貫教育の導入を早期に進める。
・洞爺湖町に住む全ての人が、あらゆる機会や場所において学習し、健康で豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向け、利用者の利便性等に配慮しながら社会教育施設の集約化や他用途施設との複合化を進めるとともに、社会教育活動をコーディネートする人材の発掘や育成に努める。

など、洞爺湖町教育の将来に向けて各委員の熱い思いの込められたメッセージが伝えられ、互いに理解し、共感することができたのではないかと感じています。

本答申が教育関係者だけでなく、保護者や地域住民にも共有され、これらの具体的な取組が着実に進むことで、より充実した教育環境が整い、地域社会全体の未来を切り拓く大きな一歩となることを強く期待します。

第１部　総論

１　学校教育を取り巻く現状と課題

(1)社会の変化と子どもたちに育むべき資質・能力

国が定める学習指導要領の基礎的資料となる「今後の教育課程、学習指導及び学習評価等のあり方に関する有識者検討会論点整理（令和６年９月１８日)」では、これからの社会像として、

〇人口減少・少子高齢化や地球環境の有限性を踏まえた持続可能な社会づくり

〇公正な社会における多様な子どもたち一人一人の豊かで幸福な人生の実現

〇グローバルな協働

〇生成 AI の加速度的発展など変化の加速性・非連続性

〇学校の本質的な役割の再認識

等を示すとともに、2030 年頃の未来として描いた社会像が想像以上の速さで実現している中、これを危機と捉える議論に正対しつつ、むしろ未来を切り拓く絶好のチャンスと考える必要があると示唆している。

また、子どもたちに育むべき資質・能力については、現行の学習指導要領における「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の３つの柱を妥当としつつ、

〇学校におけるデジタル学習基盤の整備を踏まえた学びのあり方

〇学校段階間の連携・接続のあり方

などの視点が特に取り上げられている。

これからの社会には先行きの不透明さ等もあり、とりわけ学校における教育活動のあり方には、様々なジレンマやトレードオフが存在するが、それらを乗り越え、関係者が方向性を共有しつつ、質の高い教育を通じて、よりよい社会の創り手を育てるという発想を大切にしながら、今後の洞爺湖町における教育のあり方について様々な観点から検討を進めてきた。

(2)児童生徒数の推移

平成１８年の町村合併時 801 名であった児童生徒数は、18 年経過した令和６年には 390 名に減少（約 51.3%減）している。

〇児童数（小学生）は、513 名から 258 名に減少　（約 49.7%減）

〇生徒数（中学生）は、288 名から 132 名に減少　（約 54.2%減）

この間、花和小学校（平成 19 年３月)、洞爺湖温泉中学校（平成 28 年３月）が閉校となっている。【表１】

学級数（普通学級）については、現状において洞爺湖温泉小学校が第３～６学年が複式学級（４学級）となっている。今後については、洞爺湖町における出生数の状況から児童生徒数の減少が推測されており、このまま未就学乳幼児等の流出入がなかった場合、とうや小学校（令和 12 年度）において複式学級が見込まれる。

また、洞爺中学校の生徒数は令和 16 年度までは 30 名程度で推移するが、それ以降減少し、令和 19 年度は 14 名となり令和 20 年度の入学者数によっては複式学級となる可能性がある。その場合、校長・教頭を除く道費負担教職員定数の配置基準（２学級の場合教員４名、１学級の場合教員２名）に基づくと、いわゆる５教科（国語、数学、社会、理科、英語）の教員を配置することができなくなるほか、養護教諭、事務職員についても基準を下回った場合は配置されないこととなる。【表２】

［各年度５月１日］

洞爺湖町における児童生徒数の推移　【表１】

	平成							令和					
	18	21	24	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
虻田小	356	323	283	256	251	227	213	186	177	170	160	153	157
洞爺湖温泉小	67	55	46	44	39	35	33	38	33	37	36	37	35
花和小	8	平成１９年３月閉校											
とうや小	82	75	67	68	59	62	57	55	55	58	60	64	66
小学校計	513	453	396	368	349	324	303	279	265	265	256	254	258
虻田中	177	181	162	158	148	156	134	160	137	132	114	121	106
温泉中	64	32	25	4	平成２８年３月閉校								
洞爺中	47	45	29	35	36	33	30	30	30	36	31	30	26
中学校計	288	260	216	197	184	189	164	190	167	168	145	151	132
合計	801	653	612	565	533	513	467	469	432	433	401	405	390

［令和６年 11 月 30 日現在］

洞爺湖町における児童生徒数と学級数の見通し（上段：児童生徒数、下段：学級数）【表２】

	令和												
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
虻田小	149	151	146	143	126	118	107						
	6	6	6	6	6	6	6						
洞爺湖温泉小	37	36	31	31	27	27	21						
	4	4	4	4	3	3	3						
とうや小	68	72	70	68	60	56	46						
	6	6	6	6	6	5	5						
小学校計	254	259	247	242	213	201	174						
虻田中	96	80	93	90	106	99	96	81	81	78	72	67	50
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
洞爺中	31	28	32	32	37	34	36	35	36	32	25	20	14
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
中学校計	127	108	125	122	143	133	132	116	114	110	97	87	64
合計	381	367	372	364	356	334	306						

※住民基本台帳から算出し、特別支学級に在籍する児童生徒数の見込みが立たないため、全員普通学級に在籍するものとして推計。

※網掛け　は複式学級（見込みを含む）。

※養護教諭は、４学級以上または３学級で児童生徒数 11 人以上の小・中学校に１人配置。

※事務職員は、４学級以上または３学級で児童生徒数 15 人以上の小・中学校に１人配置。

(3)学校及び教育関連施設の状況

洞爺湖町公共施設等総合管理計画（令和４年３月改訂）によると、７つの学校教育施設（小・中学校、給食センター）の建築経過年数は、７つ全てが建設後 20 年を経過しており、虻田中学校、とうや小学校は 50 年を超えている。今後、これら施設の管理については、後述の洞爺湖町学校施設長寿命化計画に示されている基本方針に準じて管理を行っていくこととなっている。

また、社会教育施設については、その多くが築 30～40 年以上、中には 50 年を超えているものもあり、施設の予防保全や修繕等の維持管理を行い施設の延命化を図るとともに、利用率が極めて低い施設については、用途を廃止し、譲渡又は貸付を検討することとなっている。さらに、耐用年数が経過している施設等については複合施設への統合や解体撤去等を含めて検討することとなっている。

加えて、公共施設全体の基本的な考え方として、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、新規の公共施設等（建築物）は、供給量を適正化することとし、公共施設等のコンパクト化（統合・廃止、規模縮小等）の推進を検討すると示されている。

(4)町財政の状況

洞爺湖町中期財政計画（令和４年３月）において、「１　歳入の状況」「２　歳出の状況」「３基金残高の状況」「４　地方債残高の状況」「５　財政指標等の状況」、及び安定的な財政運営に向けた取組が示されている。

以下、その概要[洞爺湖町中期財政計画（令和４年３月）から抜粋]を示す。

Ⅱ　洞爺湖町の財政状況

１　歳入の状況

歳入には様々な種類がありますが、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に分かれます。自主財源の根幹をなす町税収入は、平成２３年以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、大幅な減少となりました。また、財源不足の補填のため、基金を取崩し事業費へ繰入れする割合が増加傾向にあります。

依存財源については、合併算定替えの段階的な縮減や国勢調査の人口減等により地方交付税は減少傾向にあります。

また、地方債（町の借金）は、年度間で増減はありますが、近年では合併特例事業債を活用した大型事業（道路整備事業等）により、増加傾向で推移しています。

なお、令和２年度における国道支出金が増加となった要因は、国庫支出金では、特別定額給付金事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業及びアイヌ民族共生拠点施設整備事業の実施、道支出金は、中島森林博物館整備事業の実施によるものです。

２　歳出の状況

歳出を性質別に見ると、「経常的経費」と「投資的経費」に分けることができます。

経常的経費のうち、人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれており、義務的経費の割合については、年々減少傾向にありますが、人件費においては、令和２年度より会計年度任用職員制度が導入されたことによる増加、扶助費においても心身障害者自立支援給付費の増や少子高齢化により年々増加で推移しています。

地方債は、過去に借入れをした事業の償還完了により減少している状況です。

一方、施設管理経費である物件費、施設の老朽化に伴う維持補修費、各種団体への補助費や特別会計への繰出金等については、年々増加傾向にあります。

なお、令和２年度の補助費等の増加要因は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金等によるものです。

また、投資的経費である普通建設事業費は、道路等環境整備事業、定住促進住宅整備事業、農漁業の第一次産業に対する機械整備事業や中島森林博物館建設事業などの合併特例事業債を活用した大型事業の実施により増加しています。

今後はこれらの地方債の借入れによる償還金（公債費）の増により義務的経費の増加が見込まれています。

３　基金残高の状況

基金は、家計でいう「預貯金」にあたります。

各種基金については、将来の財源不足への対応、公共施設等の長寿命化、子育て支援、観光、教育・文化の振興を目的とするための積立や普通建設事業の投資的事業などに活用するために取崩しを行っています。

財政調整基金は、年度間の財源不足や災害時に備えるため決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金ですが、平成２９年度をピークに町税や地方交付税の減収に伴う歳入不足により基金残高が年々減少している状況です。

また、基金運用については、これまで金融機関への定期預金のみで運用してきましたが、低金利の現状を踏まえ、流動性の少ない基金は、安全かつ有利な方法で債券による計画的な運用を行い自主財源の確保を図っていく必要があります。

４　地方債残高の状況

地方債には、公共施設など長期にわたって町民に利用されるものについて、世代間における負担の公平性と財政負担の平準化のために発行するものと、地方交付税の振替措置として地方公共団体が発行する臨時財政対策債があります。

地方債の発行にあたっては、合併特例事業債や過疎対策事業債など地方交付税措置が有利に行われるものを優先的に活用しています。

地方債残高は平成２３年度以降、減少傾向で推移していましたが、平成２８年度以降、合併特例事業債を活用した道路整備等の大型事業により、残高は横ばいで推移し、令和２年度では町村合併以降初めて前年度の残高を上回る結果となりました。

今後は、本庁舎や公営住宅の長寿命化計画に基づく改修工事、新保育所建設、小中学校の長寿命化改修や西いぶり広域連合で実施する新中間処理施設建設等の大規模な投資的事業が予定され、残高が増加していくことが見込まれているため、将来世代の負担も考慮し、地方債の発行については慎重に検討・選択をしていかなければなりません。

５　財政指標等の状況

（１）経常収支比率

経常収支比率とは、経常的な一般財源収入が、経常的な経費に充てられた割合を示した比率であり、財源構造の弾力性を示す指標です。

家計に例えると、光熱水費や家賃など毎月確実に支出される経費に対する、給料のように毎月決まって得られる収入の割合を示したものです。

この割合が大きくなるほど、財政の弾力性が失われ、硬直した財政構造になっていると考えられ、一般的に７０～８０％が望ましいとされていますが、現状ではほとんどの地方自治体がこの範囲を超えており、当町でも９０％台で推移し、財政が硬直化している状況にあります。

Ⅲ　安定的な財政運営を目指して

１　安定的な財政運営に向けた取組

急激な生産年齢人口の減少に伴い、町税収入や地方交付税等が減少し、当町の財政運営は、今後、大変厳しい状況が続いていくものと予測されます。

また、公共施設の老朽化に伴い、維持補修費が増加していくものの、その利用者数は年々減少していることから、公共施設の適正な配置、総合的な管理計画が急務となっています。

厳しい財政状況の中で住民サービスを維持していくためには、真に必要な施策の選択と重点化による効果的な財源の活用、民間活力の導入、行政改革による施策の改善、見直しや廃止を適切に行い、歳出抑制を図るとともに、受益者からの適正な負担を求めることが必要と考えます。

このことから、安定した財政運営を行っていくためには、「的確に住民ニーズを捉えた行政サービスの展開と収支の均衡」、「適切な事業選択による将来世代への負担の軽減」が重要であり、これらを達成する取組を実施する必要があります。

２　各種計画における方向性

(1)第２期洞爺湖町まちづくり総合計画

「第２章　誇れる地域特性を活かしたまちづくり」の「第４節　芸術・文化活動の促進と文化遺産の保存・活動」において、次のとおり示されている。

【動向と課題等】

心の豊かさや生きがい、あるいは生活の潤いなどが重視され、芸術文化への関心が高まってきており、当町においても、地域に根ざした文化の継承、各種芸術・文化団体やサークルの育成や発表機会の充実などが求められています。このことから芸術・文化活動の活性化を今後も促進していくとともに、芸術の発信拠点となる洞爺湖芸術館や湖畔の彫刻群など地域ならではの特性を生かした地域振興の充実を図り、作品鑑賞の機会や、幅広い年齢層へ対応した芸術鑑賞の提供等を含めた取り組みが必要です。

縄文遺跡の整備・活用においては、高砂貝塚及び貝塚館の整備が完了したことから、活用の拠点として体験学習やガイド育成に努める必要があります。あわせて、入江貝塚とともに「北海道・北東北の縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産登録後は、保全と活用の両面から町内関係団体や他市町等と連携強化が必要です。

また、当町には道指定の有形文化財入江馬頭観世音碑や入江貝塚出土の骨角器、町指定の曙・香川・月浦地区に伝わる獅子舞など指定文化財が多く、こうした貴重な文化財を保護するために、地域の歴史や文化の正しい理解と関係資料の保存や伝承などに努め、虻田・洞爺両地区の郷土資料の収蔵展示においても、まちの発展に使われた資料に親しむ機会の提供が求められます。

【基本方向】

◇　芸術文化団体の連携強化と活動支援を図ります。
◇　芸術施設の利活用を推進します。
◇　芸術文化の鑑賞機会及び発表の場の充実を図ります。
◇　町所有の彫刻作品等を有効活用するとともに、国際彫刻ビエンナーレの再開等により、住民の積極的な参加を促す環境づくりを図ります。
◇　文化財の保存と活用に努め、洞爺湖有珠山ジオパークや北海道・北東北の縄文遺跡群を構成する関係機関及び関連市町との連携の下、特色ある地域づくりの推進を図ります。
◇　収蔵・展示施設の管理と活用に努めます。
◇　郷土史の理解を深めるための啓発活動の充実を図ります。

【主要施策】

◇　文化団体・サークルの育成や活動の支援を図ります。
◇　洞爺湖芸術館や湖畔彫刻群などの活用を図ります。
◇　優れた芸術鑑賞や創作発表の機会を図ります。
◇　国際彫刻ビエンナーレの再開に努めるなど、住民参加による文化の創出を図ります。
◇　洞爺湖有珠山ジオパークや北海道・北東北縄文遺跡群を構成する関係団体等と連携した取組を推進します。
◇　文化財及び入江・高砂貝塚などの埋蔵文化財の保存と管理に努めます。
◇　文化財保護に対する意識づくりと文化財の教育的活用の推進を図ります。

「第４章　心豊かに子どもを育むまちづくり」の「第３節　学校教育の充実と学習環境の整備」において、次のとおり示されている。

【動向と課題等】

人口減少、少子高齢化、国際化・情報化等の進展など、変化の激しい社会情勢の中で、地域の未来を担う子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の調和的な発達により、「生きる力」を育てる教育が求められています。特に、学校教育においては、確かな学力の定着と生活習慣の改善が課題となっています。

当町の特性や地域の人材等を生かした特色ある教育・学校づくり、環境問題や国際化、１人１台端末を活用したＩＣＴ化等の課題に対応した教育に努めるとともに、児童生徒の問題行動等の対応における早期発見・早期対応体制の充実を図る必要があります。また、健康づくり、食育、特別支援教育の充実などにも取り組む必要があります。

安全で快適な学校教育環境は、教育の基盤であります。施設の老朽化等に伴う耐震化工事は、2015年度(平成27年度)末をもって町内のすべての小中学校が完了していますが、つり天井構造の体育館が一棟あることから、改修を進めます。その他、老朽化した学校施設などの改修が求められており、教職員住宅についても、あり方を含めた検討が必要となっています。また、学校給食体制のあり方なども検討が進められております。

児童生徒数の減少などにより、今後の児童生徒数の状況を見据えながら小中学校の適正配置について検討をする必要があります。

高等学校教育については、地域における高等学校教育の確保を図るため、引き続き支援する必要があります。

【基本方向】

◇　教育目標である「確かな学力、健やかな身体、豊かな人間性を育み、自立した生き方を支える教育の推進」、「家庭・地域の教育力を育み、地域特性を生かし、社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進」、「社会教育・芸術文化・スポーツを通し、協働的で潤いのある地域づくりのための生涯学習の推進」、「教育全体を支える自然、歴史、文化、産業等の地域特性を生かしたふるさと教育の推進」に沿い、

〇子育てをしやすい環境整備の推進、
〇社会で活きる実践的な力の育成、
〇豊かな心と健やかな体の育成、
〇信頼される学校づくりの推進、
〇地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進、
〇生涯学習社会の推進を基本に具体的活動の展開を図ります。

◇　老朽化した学校施設などの改修に努めます。

◇　小中学校の適正配置に努めます。

◇　道立虻田高等学校については、存続に向けた活動、支援を行います。

【主要施策】

◇　小・中学校の教育については、教育改善推進事業による学力向上の取組や地域の特性を生かした「環境教育」、「国際理解教育」、「防災教育」等の推進を図ります。

◇　命を尊重する人格形成に向けた道徳教育を推進します。

◇　安全で快適な学校環境づくりを図ります。

◇　児童生徒の安全と安心を守るため、学校と家庭・地域及び関係機関が相互に連携して、地域全体で子どもたちを守り育てる安全安心の体制づくりを支援します。
◇　地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う児童生徒の成長を支える方策としてコミュニティ・スクール（学校運営協議会）設置を推進します。
◇　幼・保・小・中連携による一貫教育の研究を進めます。
◇　児童生徒の健全な心身の育成やいじめを含めた問題行動、さらには不登校などへの対応について、学校と家庭・地域等と連携した取組を図ります。
◇　発達障害のある子どもたちを支援するシステムづくりなどの特別支援教育の推進を図ります。
◇　就学した生徒の将来の進路確保の支援を推進します。
◇　優れた人材の確保と、特色のある魅力豊かな教育活動に対する支援を推進します。
◇　老朽化した学校施設などの改修を図ります。
◇　小中学校の適正配置については、各種状況を見据えながら検討します。
◇　人材育成と地域活性化を担う拠点として、道立高等学校の支援を推進します。
◇　ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して「子どもの力を最大限に引き出す学び」を実現するために必要な支援を推進します。

「第６章　人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり」の「第４節　青少年の健全育成」、ならびに「第７節　スポーツ活動の促進」において、次のとおり示されている。

第４節 青少年の健全育成

【動向と課題等】

青少年を取り巻く環境が大きく変化し、全国的に様々な問題が表面化する中、青少年が健全に成長できるよう一体的な健全育成体制を確立し、非行防止活動など健全な社会環境づくりに向けた活動を推進する必要があります。

少年期においては、子どもたちが自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題解決できる力を身につけるように「学校」「家庭」「地域」が連携し、ボランティア活動・体験活動への参加や世代間交流の促進など、子どもたちが無理なく社会に関わることができる機会を作り出していくことが重要となっています。

こうしたことから地域社会と学校等が連携し地域が持つ教育力を生かした学習を通して、子どもの生きる力・豊かな人間性を育むことが大切です。

青年期においては、様々な社会活動を通して、自らの人生観や社会観を確立する時期であり、多様化が求められる社会において個々が自らの判断・責任で行動できるよう資質の向上に努めることが重要であり、地域社会の一員としての自覚を持ち、地域づくりに積極的に関わることや、余暇を利用した文化的創造活動やスポーツ活動など仲間との交流・親睦を図り、視野や人間関係を広げることが大切です。

また、家庭教育に関する講座の開催等による家庭の教育力の向上、青少年の体験・交流 活動等への参画促進、青少年団体の育成の充実が必要です。

【基本方向】

◇　自然・文化・歴史・産業等の地域特性を生かした体験活動の充実を図ります。
◇　交流や体験活動を通した青少年のリーダーの養成と人材育成に努めます。

◇　家庭や地域社会の教育力向上に向けた啓発活動の充実を図ります。
◇　団体やサークル活動の育成と支援及び各関係機関等との連携を図ります。

【主要施策】

◇　学校支援ボランティア指導者登録と活用を図ります。
◇　とうや湖ゲンキッズの充実を図ります。
◇　家庭・学校・地域の連携による地域未来塾の充実を図ります。
◇　青年の生活実態やニーズに応じた研修機会の提供を図ります。
◇　地域づくりなど社会的活動への参画や地域活動への参加促進を図ります。
◇　地域子ども会やスポーツ少年団など各種団体の育成支援を図ります。

第７節 スポーツ活動の促進

【動向と課題等】

スポーツを取り巻く環境は、少子高齢社会の進展に伴い、スポーツの振興にあたっては 各年齢層に応じ、また、体力などを考慮しながらそれぞれの年代に合ったスポーツ振興が求められており、近年は競技スポーツに加え、余暇や健康、コミュニティに重きを置いたニュースポーツが志向されるように、スポーツニーズの質的変化と多様化が進んでいます。

スポーツは、実践により心身の健全な育成や健康保持・増進に欠くことのできないものでもあり、生涯にわたって健康で明るく豊かで生きがいのある生活を営むために、気軽に誰もが楽しめる環境づくりが必要です。

今後は、地域の自然や特性を生かしたスポーツや野外活動の進行を図り、各種団体やサークルなどの活動支援、指導者の育成や確保、参加機会の促進に努めることが必要です。

【基本方向】

◇　生涯スポーツ、レクリエーション、体力づくりの推進を図ります。
◇　地域の特色や季節に応じたスポーツの推進を図ります。
◇　指導者及び団体の育成と支援に努めます。
◇　町民が参加しやすい環境の整備及び他団体との連携を図ります。
◇　スポーツ推進委員など指導者の活用と充実を図ります。

【主要施策】

◇　スポーツ教室の充実及び研修などの参加促進を図ります。
◇　地域の特色を活かしたレイクスポーツなどのアウトドアスポーツの推進を図ります。
◇　体育、スポーツ団体の育成や活動の支援を図ります。
◇　体育施設の整備充実と安全性の確保に努めます。
◇　他団体と連携を図り、広域的な各種大会への参加促進を図ります。
◇　入江地区におけるスポーツ施設、運動公園の整備を図ります。
◇　相互交流協定を結んでいる北海道コンサドーレ札幌と連携し、スポーツ教室等の開催を図ります。

(2)第２期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略

「２.今後の施策の方向」の「(3)基本目標３　自然豊かなまちの魅力を生かし、結婚・出産・子育ての希望をかなえる。」において、次のとおり示されている。（教育関連を抜粋）

■基本的方向

○　学校・家庭・地域と連携した学習環境づくりを基本として、子どもたちの「確かな学力」、「社会で活きる実践的な力」、「豊かな心と健やかな体」の育成に向けた取組を継続します。

○　子どもたちが落ち着いて学習に取り組める学校環境を向上するとともに、学校以外の学習や体験の場を創出します。

具体的な施策・事業	重要業績評価指標（KPI）
②意欲が向上する学びの充実 町内の歴史や文化、産業、魅力を伝える教育により町への愛着を育むとともに、学習に取り組みやすい体制の整備を進めます。また、進学への希望が持てる仕組みの構築に努めます。 （事業内容） ・学びの機会（学習、スポーツ、文化等）と学習環境の充実 ・高等学校教育の充実（虻田高校の魅力向上） ・まちの魅力や歴史、職業等を学ぶ機会の創出 ・外国人児童生徒の受入態勢の整備 ・進学希望への支援（通学負担の軽減、奨学金の支給等）	●まちの魅力等を学ぶ学習・体験の取組： 取組の充実（7 事業） ●虻田高校入学者数： 毎年度 20 人以上

(3)第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン改訂版

人口減少をはじめ少子高齢化の進行、国際化、情報化等の進展など、予測困難な社会情勢の中、令和３年度までの中間取組期間においては、

〇GIGA スクール構想に基づく１人１台端末の整備による ICT を活用した学習

〇持続可能でよりよい世界を目指す国際目標としての SDGs の理念を踏まえた教育の展開

〇新型コロナウィルス感染症下での教育活動

など、当初想定していなかった状況も含めて成果と課題を整理した。

その結果、次の２つからなる教育理念と４つからなる教育目標は、教育の継続性、安定性を図る観点から継承することとし、計画の体系を次頁のように定めた。

【教育理念】

■　自然豊かな大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む

■　心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

【教育目標】

■　確かな学力、健やかな身体、豊かな人間性を育み、自立した生き方を支える教育の推進

■　家庭・地域の教育力を育み、地域特性を生かし、社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

■　社会教育・芸術文化・スポーツを通し、協働的で潤いのある地域づくりのための生涯学習の推進

■　教育全体を支える自然、歴史、文化、産業等の地域特性を生かしたふるさと教育の推進

計画の体系

第2次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン（計画期間：平成29年度～令和8年度）

【教育理念】

■自然豊かな大地で、自立の精神にあふれ、夢や希望の実現に挑戦し、これからの社会を担う人を育む
■心豊かに、ともに支え合い、ふるさとに誇りを持つ人を育む

【教育目標】

■確かな学力、健やかな身体、豊かな人間性を育み、自立した生き方を支える教育の推進
■家庭・地域の教育力を育み、地域特性を生かし、社会全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進
■社会教育・芸術文化・スポーツを通し、協働的で潤いのある地域づくりのための生涯学習の推進
■教育全体を支える自然、歴史、文化、産業等の地域特性を生かしたふるさと教育の推進

基本目標	基本方向	視点
基本目標1 SDGs・ESDの推進	基本方向1 SDGs・ESDの推進	視点1　SDGs・ESDへの対応
基本目標2 子育てをしやすい環境整備の推進	基本方向1 子育て支援対策の推進	視点1　子育て支援の充実
基本目標3 社会で活きる実践的な力の育成	基本方向1 生きる知恵につながる確かな学力を育む、自立した生き方を支える教育の推進	視点1　確かな学力の向上をめざす教育の推進 視点2　コミュニケーション能力を育む教育の推進 視点3　特別支援教育の推進
	基本方向2 社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進	視点1　グローバル化への対応と地域間交流の推進（伝統や文化を大切にする教育、国際理解教育の充実及び地域間交流の推進） 視点2　防災教育、情報教育の充実 視点3　環境教育の推進 視点4　高等学校教育の確保
基本目標4 豊かな心と健やかな身体の育成	基本方向1 豊かな人間性と感性を育む教育の推進	視点1　豊かな心を育む教育（道徳教育）の推進 視点2　読書活動の推進 視点3　体験的な活動の充実 視点4　生徒指導・教育相談の推進
	基本方向2 心身の健やかな成長を促す教育の推進	視点1　体力・運動能力の向上 視点2　食育・健康教育の推進 視点3　福祉教育・ボランティア活動の推進 視点4　安全教育の推進 視点5　学校関連施設・設備の整備
基本目標5 信頼される学校づくりの推進	基本方向1 魅力ある学校づくりの推進	視点1　開かれた学校づくり 視点2　特色ある学校づくり 視点3　幼保・小・中・高の連携 視点4　教職員の資質・能力の向上等 視点5　学校力の向上
基本目標6 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進	基本方向1 家庭教育力の向上への支援の充実	視点1　家庭の教育力の向上
	基本方向2 地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進	視点1　地域の教育力の向上 視点2　子どもたちの安全を確保する体制づくり
基本目標7 生涯学習社会の推進	基本方向1・視点1 学んだ成果を生かす生涯学習の推進	基本方向3・視点1 文化・芸術活動の推進
	基本方向2・視点1 潤いのある地域づくりを目指した社会教育の推進	基本方向4・視点1 健康づくり・スポーツ活動の推進

(4)洞爺湖町教育大綱

「第２期洞爺湖町まちづくり総合計画」及び「第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン改訂版」との整合性を図るとともに、前大綱に引き続く第３期の大綱として計画期間を令和４年度から令和８年度の５年間として、次のとおり策定されている。

２　洞爺湖町教育大綱

【基本目標】

□心豊かに子どもを育むまちづくり
□誇れる地域特性を活かしたまちづくり
□人が輝きと賑わいを生み出すまちづくり

【基本方針】

（1）　ＳＤＧＥｓ・ＥＳＤの推進

①　ＳＤＧｓ・ＥＳＤの推進

ア　持続可能な社会の実現に向け、ＳＤＧｓの視点に立った学習・教育活動に努めます。

（2）　子育てをしやすい環境整備の推進

①　子育て支援対策の推進

ア　子育て支援の充実に努めます。

（3）　社会で活きる実践的な力の育成

①　生きる知恵につながる確かな学力を育む、自立した生き方を支える教育の推進

ア　確かな学力の向上を目指す教育の推進に努めます。
イ　コミュニケーション能力を育む教育の推進に努めます。
ウ　特別支援教育の推進に努めます。

②　社会の変化に対応し、新しい時代を切り拓く力を育む教育の推進

ア　グローバル化への対応と地域間交流の推進（伝統や文化を大切にする教育、国際理解教育の充実及び地域間交流の推進）に努めます。
イ　防災教育、情報教育の充実に努めます。
ウ　環境教育の推進に努めます。
エ　高等学校教育の確保に努めます。

（4）　豊かな心と健やかな身体の育成

①　豊かな人間性と感性を育む教育の推進

ア　豊かな心を育む教育（道徳教育）の推進に努めます。
イ　読書活動の推進に努めます。
ウ　体験的な活動の充実に努めます。
エ　生徒指導・教育相談の充実に努めます。

②　心身の健やかな成長を促す教育の推進

ア　体力・運動能力の向上に努めます。
イ　食育・健康教育の推進に努めます。
ウ　福祉教育・ボランティア活動の推進に努めます。
エ　安全教育の推進に努めます。
オ　学校関連施設・設備の整備に努めます。

（5）　信頼される学校づくりの推進

①　魅力ある学校づくりの推進

ア　開かれた学校づくりに努めます。
イ　特色ある学校づくりに努めます。
ウ　幼保・小・中・高の連携に努めます。
エ　教職員の資質・能力の向上等に努めます。
オ　学校力の向上に努めます。

（6）　地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

① 家庭教育力の向上への支援の充実

ア 家庭の教育力の向上に努めます。

② 地域で子どもたちを育てる環境づくりの推進

ア 地域の教育力の向上に努めます。

イ 子どもたちの安全を確保する体制づくりに努めます。

(7) 生涯学習社会の推進

① 学んだ成果を生かす生涯学習の推進

ア 学んだ成果を生かす生涯学習の推進に努めます。

② 潤いのある地域づくりをめざした社会教育の推進

ア 地域の特性を生かした社会教育活動の推進に努めます。

③ 芸術・文化活動の促進と文化遺産の保全・活用

ア 芸術・文化活動の促進や文化遺産の保全と活用に努めます。

④ 健康づくり・スポーツ活動の推進

ア 健康づくりや多様なスポーツの振興に努めます。

３　これまでの経緯

(1)洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言

平成 25 年１月、洞爺湖町子どもと学校のあり方検討委員会において、洞爺湖町の将来を担う子どもたちにより良い教育条件、教育環境の整備について、今後の児童生徒数の推移を見据えながら、適正配置の前提となる小中学校の適正規模等について提言がまとめられた。

以下、その概要を示す。

「学校教育環境を取り巻く現状と課題」として、〇児童生徒数の推移、〇少人数学校・少人数学級の課題、〇学校施設の老朽化及び未耐震状況の観点から現状と将来推計等について記載され、それらをもとに、「適正配置を考える視点」として、以下の７点が示された。

１　学校種別の視点

検討時点では、学校教育法の改正前で、小学校、中学校それぞれの教育目標が示されていたことから、「小学校、中学校を区分してそれぞれで検討」することとした。

２　検討対象校の視点

町内に特認校等の特殊事情を有する学校がないことから、「町内全６校を検討対象校」として検討することとした。

３　学級数の視点

普通学級の学級数を基準とし、次の基準に基づき検討することとした。

	望ましい学級規模	原則として存続する学級規模	原則として統廃合を検討する規模
小学校	12 学級(各学年２学級)	６学級(各学年１学級)	５学級以下(複式学級配置校)
中学校	６学級(各学年２学級)	３学級(各学年１学級)	２学級以下(複式学級配置校)

４　児童生徒数の視点

「学級規模の検討に合わせて、児童生徒数の教育環境に与える影響も考慮する」ことが大切であるとし、明確な児童生徒数の基準を設けずに検討することとした。

５　通学時間の視点

現状のスクールバス運行状況を考慮するとともに、今後は、地域の状況によりこの通学基準によらない柔軟な対応が必要となる場面がでることも想定されるとし、次の基準が示された。

- 小学校　……　４５分程度（スクールバス利用）
- 中学校　……　４５分程度（スクールバス利用）

６　地域性の視点

「地域事情を十分に考慮し、地域の声を尊重する」として、行政と地域間の理解を促すこととした。

７　施設整備の視点

「安全のための施設確保、適正配置、財政の適正運用を総合的に検討」として、効果性とともに効率性も検討する必要性を示すこととした。

(2)洞爺湖町内小中学校の適正配置計画

前述の「洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言」を踏まえ、平成 26 年 12 月、本計画を策定した。

以下、その概要を示す。

前述の提言に示された「今後、適正配置に取り組んでいく際には、地域とのしっかりした議論を踏まえ進めるように」を踏まえ、教育委員会として保護者の意見等を伺い適正配置の素案を作る方針を決め、４回の懇談会を開催した。

その結果、町内６校の小中学校について次の考えを示している。

１　虻田小学校

児童数は、緩やかに減少してくるが、各学年１学級の規模を維持できる見込みであり、現状を維持することが適当と考える。

２　洞爺湖温泉小学校

児童数は、若干の減少とともに、学級編制においては、２つの複式学級が続くことが見込まれており、また、洞爺湖温泉中学校の統合についてこれから検討されるなど、地域の教育環境も大きく変わっていくことが想定されることから、当面は現状維持を図ることとし、適正配置については、引き続き、保護者や地域の皆さんと協議を進めることが適当と考える。

３　とうや小学校

児童数は、若干の減少とともに、学級編制においては、１つの複式学級が続くことが見込まれているが、仮に虻田地区の小学校と統合するとしても、通学時間が現状の４５分程度を解消することは困難であり、逆に児童の体力的、精神的な負担が増すことが想定される。また、とうや小学校は保護者や地域と学校が一体となって教育活動を展開するなど、とうや小学校の洞爺地区における存在は非常に大きいことなどを踏まえ、現状を維持することが適当と考える。

４　虻田中学校

生徒数は、緩やかに減少してくるが、各学年１学級の規模を維持できる見込みであり、現状を維持することが適当と考える。

５　洞爺湖温泉中学校

生徒数は、若干の増加となるが、全学年で２０名前半と見込まれており、保護者との懇談会では、一定の生徒数で部活動ができることや切磋琢磨する環境などが必要とのことから、教育委員会が積極的に統合を進めるべきとの意見が大多数であった。

このような状況を踏まえ、洞爺湖温泉中学校については早急に統合を進めることとし、統合先は虻田中学校とする。

統合にあたっては、少人数の学校から大人数の学校に移ることとなることから、先ず第１に在校生がスムーズに統合先の虻田中学校に馴染むことができるよう相当の期間をとって対応すべきことや、また、受け入れ側となる虻田中学校における準備、さらには閉校となる温泉中学校の地域的行事対応等を考慮し、統合の時期については、平成２８年４月１日とする。

また、花和地区在住の生徒については、洞爺地区の保護者との懇談会で、洞爺地区の学校へ通学できるよう学区の変更も検討すべきとの意見もいただいたことから、当該花和地区の保護者等の意見を踏まえ、対応することが必要である。

６　洞爺中学校

生徒数は、若干減少し、全学年で３０名程度と見込まれているが、父兄や地域と学校が一体となって教育活動を展開するなど、洞爺中学校の洞爺地区における存在は非常に大きいことから、当面は現状維持を図ることとし、適正配置については、引き続き、保護者や地域の皆さんと協議を進めることが適当と考える。

(3)洞爺湖町学校施設長寿命化計画

平成 31 年３月、洞爺湖町内学校施設の老朽化状況等を把握し、中長期的な更新・維持管理費や学校施設運営全体のトータルコストの削減及び予算の平準化を図りつつ、各学校施設の改築、長寿命化改良、大規模改造、修繕等の優先順位を勘案した学校施設の長寿命化を図ることを目的に策定された。

以下、本計画から抜粋して概要を示す。

学校施設の長寿命化計画の基本方針

学校施設長寿命化計画の基本方針は、「洞爺湖町公共施設等総合管理計画」と整合を図り、以下のように定めます。

〇児童生徒数の変化に応じて学校施設の適正配置を図り、改築時に他の公共施設との集約化について検討するなど、公共施設総量の適正化を考慮した整備方針を検討します。

〇劣化状況や施設の利用状況等を踏まえ、改築、長寿命化改良、計画的な修繕による維持管理など、施設を長く維持するために適切な整備手法を選択します。

〇日常点検や定期点検などを通じて建物の劣化状況を定期的に把握し、施設の安全性確保や予防保全型の維持管理に努めます。

〇新学習指導要領や社会の変化に対応し、児童生徒の学習環境を向上させるための機能性向上について十分に検討し、必要に応じた改修などを行います。

改修等の基本的な方針

（１）長寿命化の方針

① 長寿命化改良の実施

築 40 年を経過し、今後、統廃合などの可能性がなく、長期的に維持管理すべき施設については、外壁や屋根・屋上、内装、電気・機械設備について、メンテナンス周期の長い材料へのグレードアップなど、建物の長寿命化を図るための改修（長寿命化改良事業）を実施します。改修実施後は、建物を健全に維持するための計画的な修繕を実施します。

② 部位ごとの周期に基づく計画的な修繕の実施

外壁や屋根・屋上、設備機械など、建物を維持するために重要となる部位については、部位ごとの修繕周期に応じた計画的な修繕の実施に努め、建物の健全性を確保します。

③ 時代の要請に応じて、学校施設として必要な機能の確保

時代の変化に応じて学校施設の目指すべき姿を実現するため、無線ＬＡＮなどの学習環境を充実させるために必要な機能の整備のほか、照明器具のＬＥＤ化などの施設の運営費やエネルギーの低減など、必要性について十分な検討を行った上で、学校施設の機能性向上を図るための改修等を行います。

（２）目標使用年数、改修周期の設定

建物の劣化状況、今後の施設整備に係る費用の見込みなどを踏まえ、今後の学校施設の目標使用年数、改修周期について、以下のように設定します。

	目標使用年数	大規模改修の周期	長寿命化改良の周期
校舎	80 年	築 20 年	築 40 年
体育館	80 年	築 20 年	築 40 年

(4)洞爺湖町学校給食センターの今後の方向性についての提言書

町内児童生徒数の減少や給食センターの施設・設備の老朽化等を踏まえ、令和３年度「洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会」において、町内学校給食センターの今後の方向性について調査・検討を行い、施設設備については洞爺給食センターに統合し活用していくことが望ましいとの提言があった。

その後、令和４年度「洞爺湖町学校給食センター給食検討懇談会」において、献立内容や食材調達等のいわゆるソフト面での検討を進めた。

このような中、令和５年度、洞爺給食センターへの統合という方針を固め基本設計を進めたところ、工事面積及び工事経費が令和３年度に示された計画案よりも大幅に増加したことから、十分に検討した結果、やむを得ず統合時期を当面見送ることとして、検討委員への説明及び保護者等への説明会を行った。

第２部　各論

本審議会では、諮問事項である「洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について」、

〇洞爺湖町における教育関連施設の現状（現地視察等）と課題

〇洞爺湖町における児童生徒数の推移と今後の見通し

〇洞爺湖町における財政状況と今後の見通し

〇洞爺湖町における各種計画に基づく現状把握

等といった点を確認（一部「第１部 総論」に掲載）した上で、「洞爺湖町の子どもたちに育てたい資質・能力」「子どもたちにとっての特色ある学校づくり（ソフト面とハード面）」を窓口としながら、これからの教育の動向、児童生徒数、施設や財政状況、地域性等の視点を持ち、審議を進めてきた。

なお、本答申においては、諮問事項にある「総合的な方策」の趣旨に鑑みて、結論を１つにまとめ上げるのではなく、多面的・多角的な視点を重視し、各委員から出された主な意見等を網羅的に総括する形式で示すことを基本とする。

以下、審議の経過を踏まえながら本審議会としての考え方を示す。

１　洞爺湖町立学校における特色ある学校づくり

第１回から第３回の審議会において「第１部 総論」の内容を確認し、第４回及び第５回では、小グループに分かれ、洞爺湖町で目指す子どもの姿やそれを実現するための環境づくりといった観点から、次のとおりワークショップ形式で熟議を重ねてきた。

【第４回】

ソフト面（教育内容、目指す子ども像、地域・保護者の願い等）とハード面（教育施設、人的環境、自然・社会環境、予算等）の２つについて、実現レベルを想定しながら協議

◇第４回のまとめ（グループごとのワークシート）

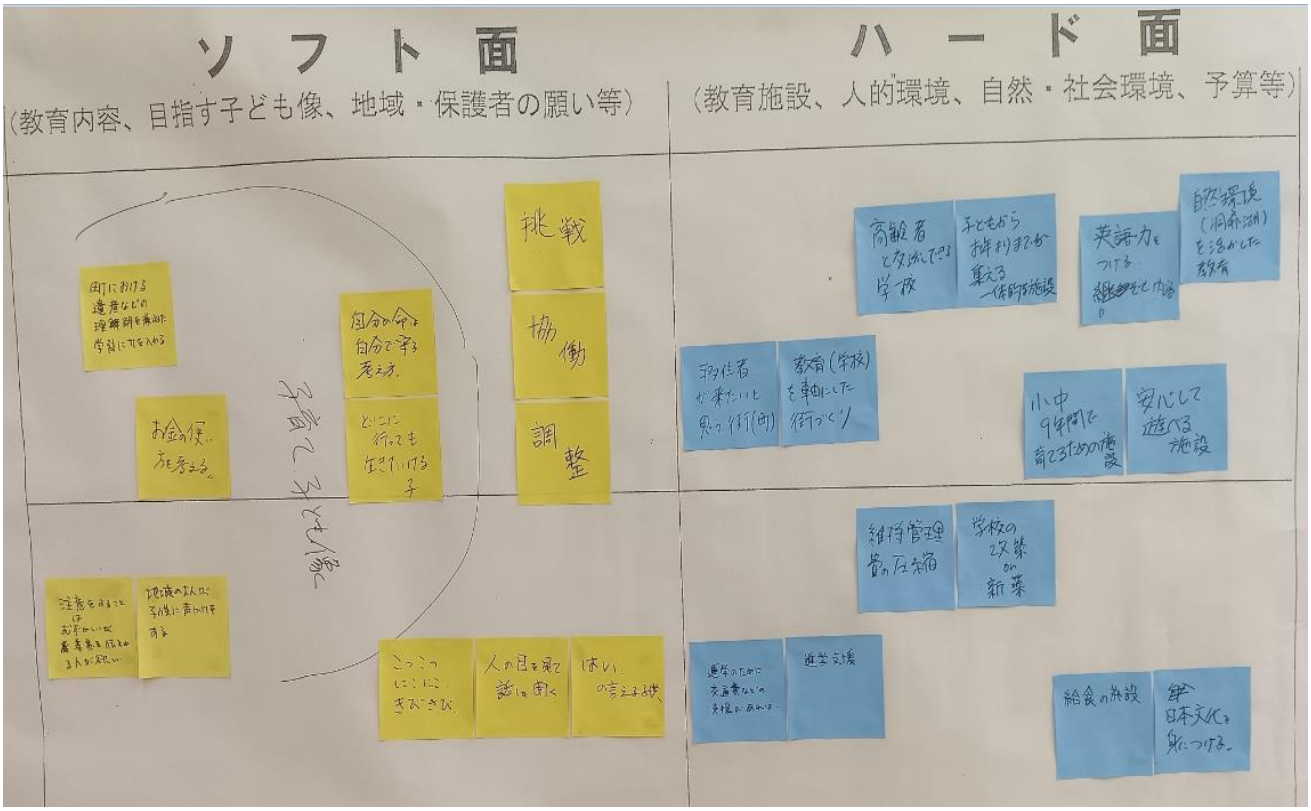

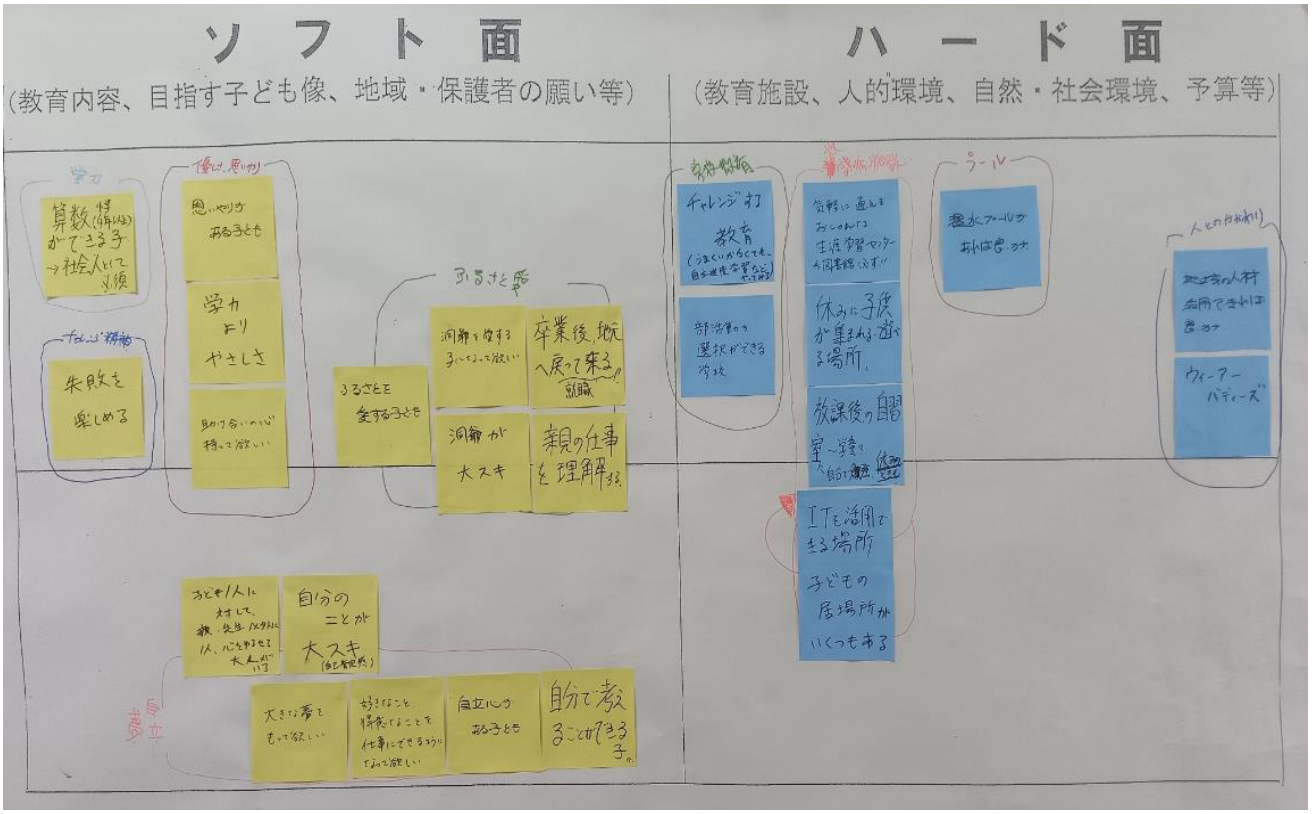

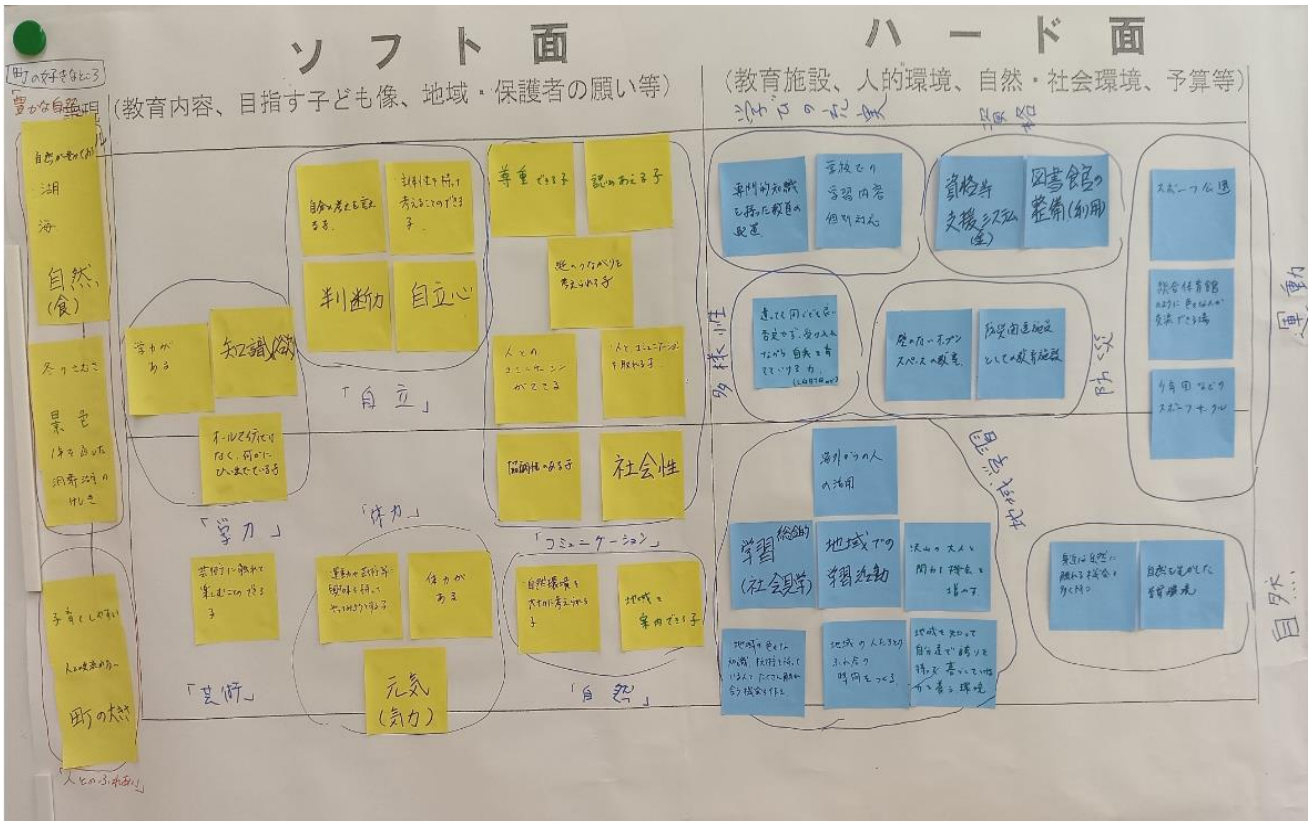

ワークショップを通じて、子どもたちが優しさや思いやりを持ち、また、自立心やふるさと愛を育むことの重要性が確認された。学力や体力、芸術への関心を深める教育が求められ、自然環境を活かした学びの継続や日本文化の理解、国際的視野の醸成が議論された。また、多様な学びの選択肢を広げる支援、放課後や休日等に活用できる施設の充実、IT を活用した学習環境の整備も必要とされた。さらに、防災教育や地域資源を活用した体験学習、スポーツや交流を通じた地域との連携の重要性の観点から、学校施設を活用した町づくりの意義が示された。これらを通じ、ソフト面・ハード面から教育環境の充実を目指す方向性が共有された。

【第５回】

第４回で協議された目指す子ども像を「①コミュニケーション、②多様性、③自立・夢、④ふるさと愛、⑤体力・芸術、⑥学力、⑦優しさ・思いやり」の７つに分類し、それぞれを具現化するための教育施設等のハード面や具体的な教育活動について協議

◇第５回のまとめ（グループごとのワークシート）

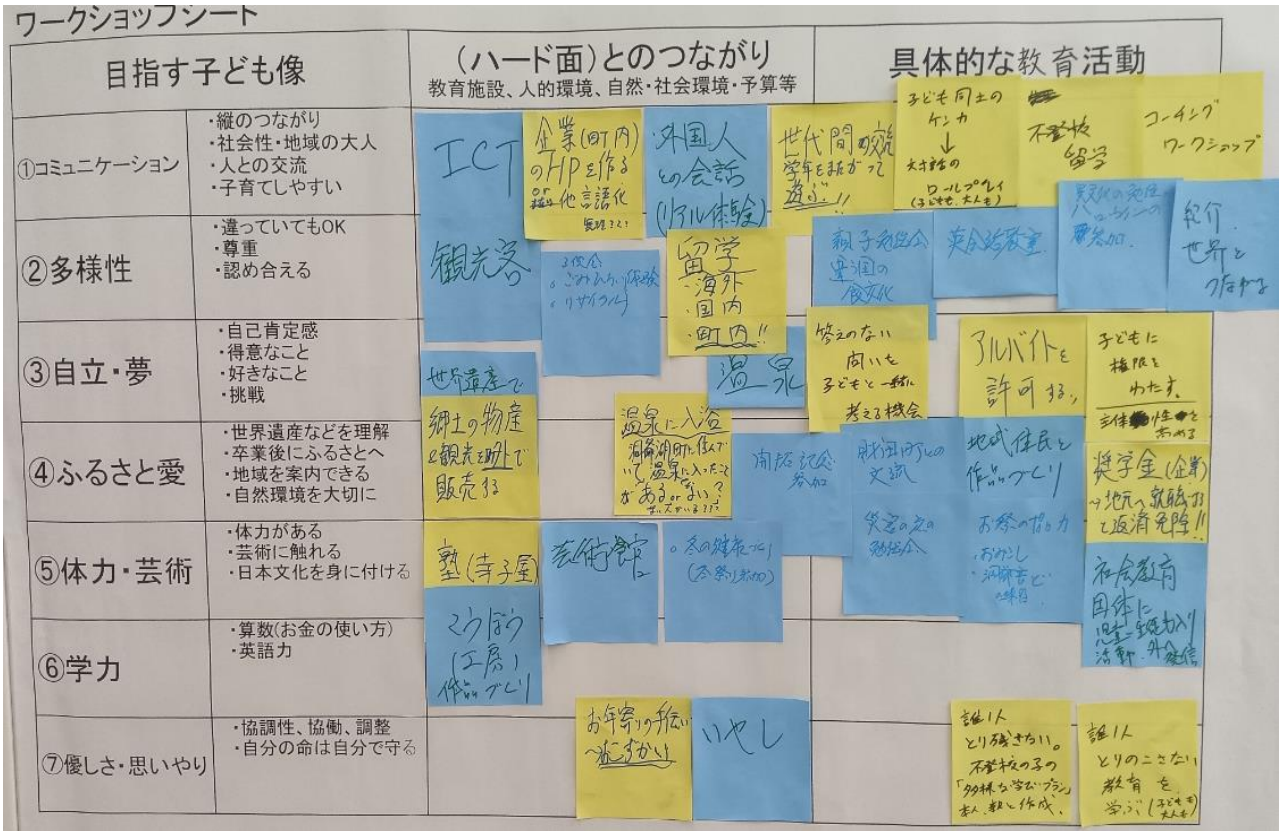

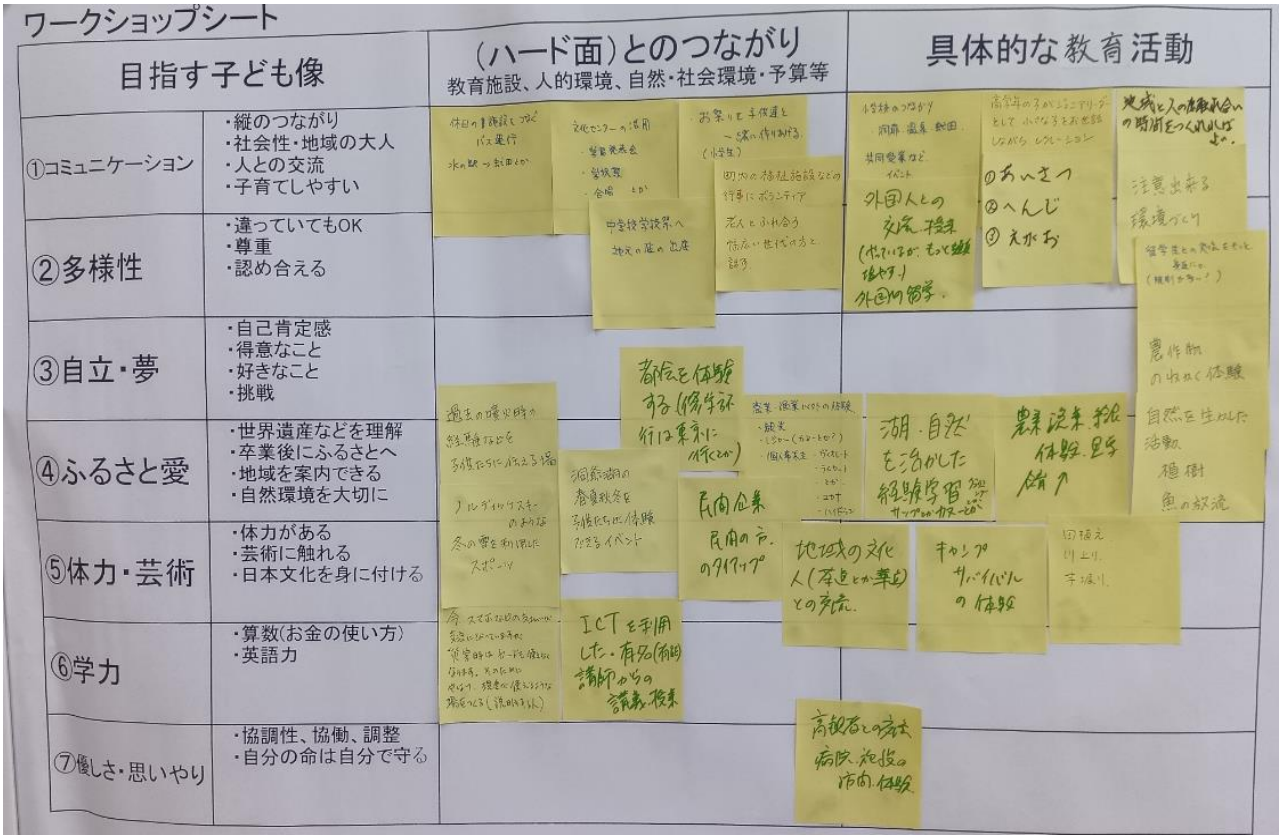

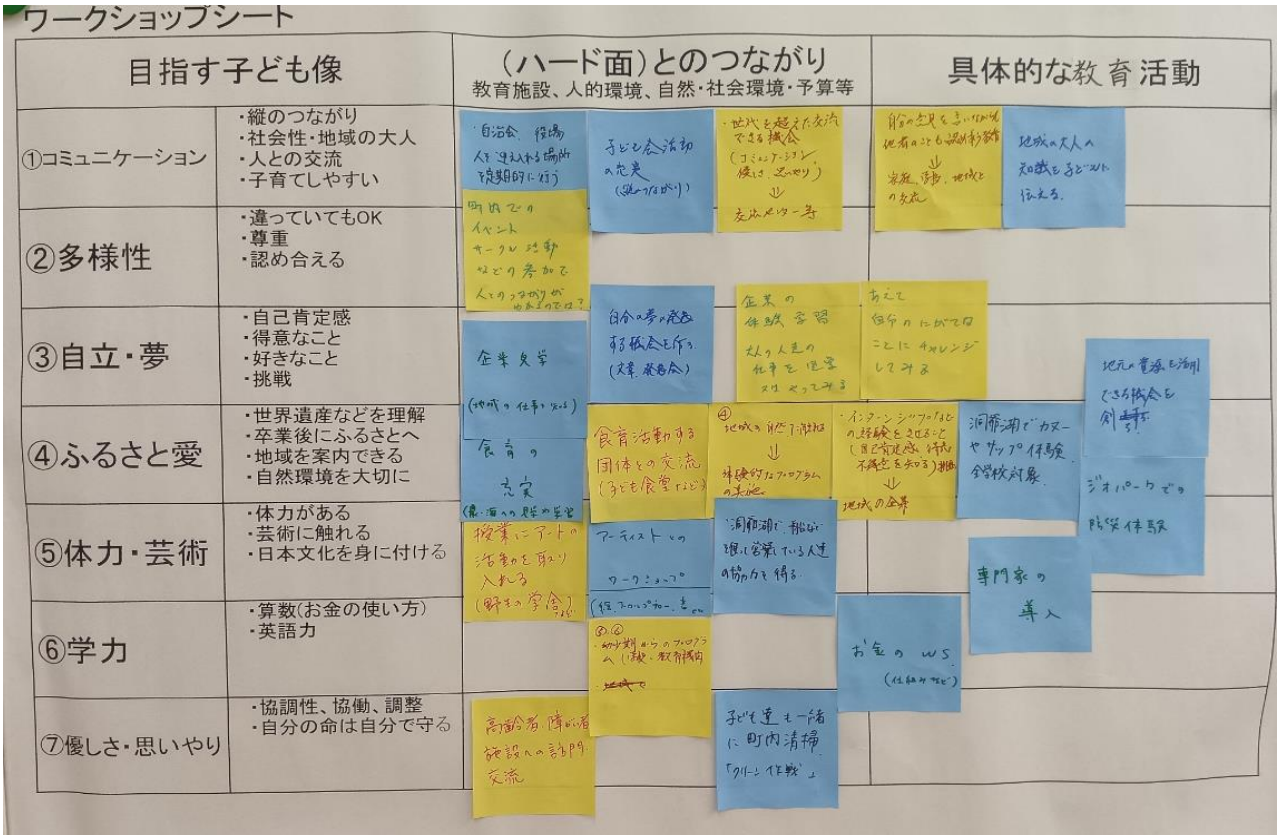

◇第４回及び第５回のワークショップで出された意見等を構造化した図

町が期待する「目指す子ども像」を地域で共有し、その実現を目指すためには、地域全体を「学び」のフィールドとして捉える視点が欠かせない。豊かな自然や産業など、町の豊富な教育資源を最大限に活用しながら、町内の様々な活動や人々をつなぎ、地域の一体感を醸成することが求められる。そして、子どもたちが「主体性を持ち、多様な人々と協働しながら学び続ける」力を育むことができる教育環境のさらなる整備を進めることが大切である。

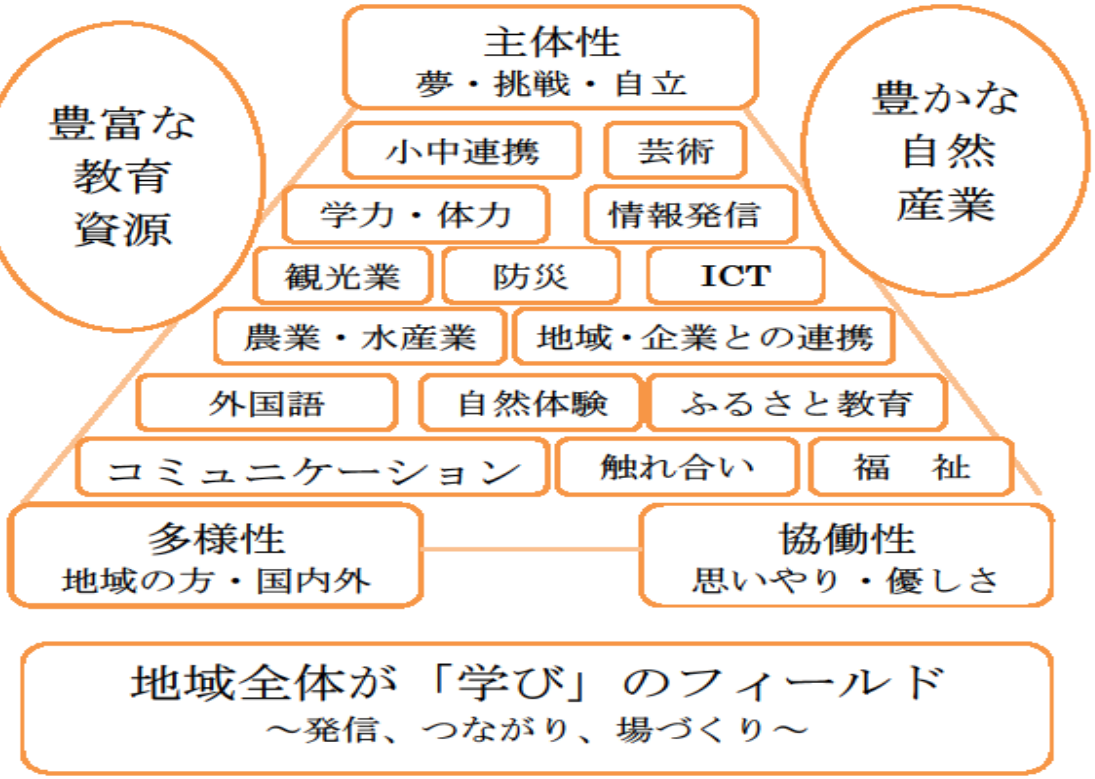

(1)子どもたちに育てたい資質・能力等

第４回のワークショップにおいて出された目指す子ども像の主なものを「①コミュニケーション、②多様性、③自立・夢、④ふるさと愛、⑤体力・芸術、⑥学力、⑦優しさ・思いやり」の７つの観点で総括し、次のとおり示す。

①コミュニケーション
- 縦のつながりを考えられる子　・他者と意思疎通できる子　・社会性のある子
- 人の目を見て話を聞くことができる子　・「はい」と言える子

②多様性
- 尊重できる子　・認め合える子　・違いを理解し合える子

③自立・夢
- 自分のことが大好きな子　・大きな夢を持つ子　・チャレンジ（挑戦）する子
- 自立心がある子　・好きなこと、得意なことを仕事にできるような子
- 自分で考えることができる子　・失敗を楽しめる子

④ふるさと愛
- ふるさとを愛する子　・洞爺を愛する子　・体験を楽しむ探求心旺盛な子
- 親の仕事を理解する子　・地域の魅力を発信できる子　・自然環境を大切に考えられる子

⑤体力・芸術
- 体力があり、元気な子　・自分の命は自分で守れる子
- どこに行っても生きていける子　・運動や芸術に興味を持ちやってみようとする子
- 芸術に触れて楽しむことのできる子

⑥学力
- 学力がある子　・算数ができる子　・英語力のある子　・知識欲のある子
- オールマイティではなくても何かに秀でている子　・お金の使い方を考えられる子

⑦優しさ・思いやり
- 優しさ・思いやりがある子ども　・助け合いの心を持つ子　・協調性のある子
- 協働・調整できる子　相手の立場を考えられる子

これらの目指す子ども像については、国が示す学習指導要領や洞爺湖町における各種教育計画等を踏まえつつ、今後、洞爺湖町の子どもたちが義務教育学校段階を卒業するまでに育てたい資質・能力を検討する際の要素とされることを期待する。

(2)子どもたちにとっての特色ある学校づくり

特色ある学校づくりについては、学校教育に関連する様々な面から検討する必要がある。

そこで、はじめに第４回のワークショップにおいて、子どもたちにとっての特色ある学校づくりに必要な要素として出された具体的な意見や考えを「①豊かな自然・町・食、②地域学習、③施設、④学校教育、⑤支援」の５つの観点で総括し、次のとおり示す。

①　豊かな自然・町・食
- 自然を生かした学習環境　・自然に触れる機会　・移住者が来たいと思う町づくり
- 教育（学校）を軸にした町づくり　・豊かな自然（湖、海など）　・食　・冬の寒さ
- １年を通した洞爺湖の景色

②　地域学習
- 外国人の活用　・多くの人と関わる機会　・地域での学習活動
- 総合的な学習の時間の充実　・様々な知識、技術を持った人と触れ合う機会

・地域を知り誇りを持って暮らしていける力を養う環境　・少年団等のスポーツサークル
・専門的知識を持った教員の配置　・学校での個別対応

③施設
・スポーツ公園　・総合体育館のように様々な人が交流できる場所　・温水プール
・気軽に通えるおしゃれな生涯学習センター　・図書館　・IT を活用できる場所
・休みに子どもが集まり遊べる場所　・放課後の自習室や休みでも自分で勉強できる場所
・たくさんの子どもの居場所　・給食施設　・安心して遊べる施設
・子どもからお年寄りまでが集える一体的施設

④学校教育
・部活動の選択ができる学校　・高齢者と交流できる学校
・チャレンジする教育（うまくいかなくても、自主進度学習などやってみる）
・学校の改築または新築　・小中９年間で育てるための施設　・維持管理費の圧縮
・防災を学べる施設　・壁のないオープンスペースの教室

⑤支援
・資格取得の助成　・進学のための交通費などの支援　・進学支援

次に、第５回のワークショップにおいて、前述の「（1）子どもたちに育てたい資質・能力等」を具現化するための具体的な教育活動について出された主な考えや意見等を次に示す。

キーワード	具体的な教育活動等
・コミュニケーション ・多様性	・世代間交流や学年をまたいだ遊び ・３つの小学校同士の共同授業や中学生との交流 ・子ども同士の対話や交流（ソーシャルスキルトレーニングなど） ・地域と人の触れ合いや、地域の大人が知識を子どもに伝える活動 ・外国人との交流、授業（英会話など） ・郷土の物産、観光を外国人に紹介する活動 ・観光客と外国語での交流 ・自分の意見を言いながらも他者のことも認め合う教育
・主体性 ・挑戦 ・自立、夢	・アルバイトの許可など、子どもの主体性を高める取組 ・答えのない問いを子どもと一緒に考える機会 ・苦手なことにチャレンジする経験 ・インターンシップなどの経験を通じて自己肯定感を育む取組 ・企業見学、職業体験学習 ・地元民間企業等とタイアップした活動
・ふるさと愛	・地域の自然を活かした体験的なプログラム （キャンプ、クライミング、カヌー、サップ、植樹、魚の放流など） ・洞爺湖の春夏秋冬を子どもたちが体験できるイベント ・ジオパークでの防災体験、防災学習 ・過去の噴火時の経験などを子どもたちに伝える取組 ・温泉入浴体験 ・地域産業に触れる取組（農業、漁業など） ・食育の充実（農業・漁業の見学や体験、世界の食文化に触れる） ・食育活動を行っている団体との交流（子ども食堂など） ・地域のお祭りへの協力や郷土伝承芸能活動

・学力、体力、芸術	・体力、芸術、学力の幼少期からのプログラム ・金融教育など、お金に関するワークショップ ・冬の健康づくり（冬祭りやノルディックスキーなど） ・英会話教室や異文化理解 ・洞爺湖芸術館を活用した作品づくり ・アーティストとのワークショップ（絵画、スカルプ、音楽など）
・優しさ、思いやり、協働	・誰１人取り残さない教育を学ぶ機会（子どもも大人も） ・一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 ・不登校の子の多様な学びプラン・不登校留学 ・お年寄りの手伝い ・子どもたちも一緒になった町内清掃 ・高齢者や障がい者との交流、病院、福祉施設等の訪問 ・町内の福祉施設などでのボランティア活動

学びを支える環境の例
・子ども会活動（縦のつながり）や町内イベントの充実 ・災害時はクレジットカードやプリペイドカード等も使えなくなるため、現金が使えるような場をつくる ・文化センターの活用（学習発表会、学校祭、合唱など） ・休日の施設をつなぐバス運行（水の駅↔虻田など） ・社会教育団体に児童生徒が入れるような仕組みづくり ・世界遺産の活用 ・都市部の体験（修学旅行先を東京にするなど） ・留学（海外、国内、町内） ・地元就職で返済免除の奨学金の創設 ・ICT の活用（世界とつなげる。有名講師の講義・授業） ・塾（寺子屋）、親子勉強会　　など

子どもたちにとっての特色ある学校づくりを進めていくためには、学校、家庭、地域、そして企業・団体、行政など、社会総がかりで取り組んでいくことが極めて大切である。この度、２回のワークショップを通じて各委員から出された様々な考えや意見を総括して示すことができた。今後は、これらを参考としながら、それぞれの立場で特色ある学校づくりに自覚と責任を持って取り組んでいくことを期待するとともに、とりわけ、学校づくりの中心となる学校、そして、その活動を支援する保護者（ＰＴＡ活動を含む）、学校運営協議会、ならびに教育行政等については今回の意見等を十分に検討しながら特色ある学校づくりに向け、ともに協力しながら取り組んで行かれることを強く願う。

また、学びの主役である子どもたちにも、特色ある学校づくりに取り組む一員として意見や考えを表明したり、尊重したりする機会を設けていただくことを併せてお願いする。

ア　学校規模等の観点から

特色ある学校づくりを進めていく上で、教育活動を支える環境のほかに、学び合う児童生徒の学習集団としての組織・規模的な環境等についても考慮すべきである。

平成２５年１月に提言のあった「洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言」では、当時の当町における現状を鑑みながら次のとおり示されている。

【小学校】

- 望ましい学級規模　……　１２学級（各学年２学級）
- 原則として存続する学級規模　……　６学級（各学年１学級）
- 原則として統廃合を検討する規模　…　５学級以下（複式学級配置校）

【中学校】

- 望ましい学級規模　……　６学級（各学年２学級）
- 原則として存続する学級規模　……　３学級（各学年１学級）
- 原則として統廃合を検討する規模　…　２学級以下（複式学級配置校）

この基準は、国が示す基準を参考としながら地域の実態を踏まえた提言となっているものの、策定から１０年程度が経過している。国において平成２８年４月から小中一貫教育制度が導入されていること、また、児童生徒数の将来の見込みや校舎等の施設の状況等も変化していることなどを踏まえると、改めて検証し、必要な改正等を行う必要があると考える。

このことにかかわって、委員からは、

- 児童数が減少していくことがはっきり見えてきている中で、１０年前とは現状が異なっている。次の１０年先のことを見据えて話をしていく必要があると思う。
- 子どもの数が減ってきていて適切な学習集団や学校を維持していくためには、人数との関わりや学びの質の確保等の観点から小中一貫教育という考え方もあると思う。
- ある程度人数がいることで、お互いに刺激し合いながら、その中で主体性などが生まれて来ることから、「求める子ども像」へつなげていくことも考えていくことが大切である。

などの意見が出されていた。

小中一貫教育制度の導入については次項において触れることとし、児童生徒数や校舎等の施設の状況との関わりについては「２　教育環境の向上に関する総合的な方策」との関連において後述する。

なお、これ以後示される委員からの意見については、発言内容が複数の事項にわたることがあるため、再掲される場合があることをご理解いただきたい。

イ　義務教育の目的・目標の観点から

平成１７年、国の中央教育審議会は「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」において、現在の社会情勢の中で求められる新たな義務教育の姿を示した。これを受けて、平成１８年に教育基本法が改正され、第５条において義務教育の目的が定められ、続く平成１９年の学校教育法の改正において、これまで小・中学校にそれぞれ規定されていた目標が、小・中学校共通の目標としての義務教育の目標規定が新設（第２１条）された。

その後、文部科学省が発行した小、中学校の学習指導要領（平成２０年告示）の巻末に参考としてそれぞれの学習指導要領の全文が掲載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられ、この考えは、平成２９年告示の学習指導要領でも継続されている。

これまでの小学校、中学校を一体的にとらえる、小中一貫教育制度の導入に関わる法改正であり、前述の「洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言」（平成２５年１月）を検証する際の大切な視点として押さえていくこととする。

【小中一貫教育制度の導入に向けて】

◇小中一貫教育に係る国の動向等

前述のとおり、平成１８年に改正された教育基本法において「義務教育の目的」が示されたことを受け、平成１９年に改正された学校教育法では、これまで小・中学校ごとに示されていた教育の目標を「義務教育の目標」として新設し、小・中学校が共通の目標に向けて取り組む姿勢が示された。

これら法令上の要請を受け、小中一貫教育については研究開発学校の仕組みを活用するなどして自治体や学校現場での取組が長い間蓄積され、この取組を一層高度化させる等の観点から正式な学校制度として法制化すべきとの要望が寄せられていた。

こうしたことを踏まえ、教育再生実行会議の第５次提言や中央教育審議会答申を経て、平成２７年に改正された学校教育法により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として制度化されるとともに、学校教育法施行規則の改正により、既存の小学校・中学校において義務教育学校に準じて小中一貫教育を行う「中学校併設型小学校」及び「小学校併設型中学校」が位置付けられ、小中一貫教育校を設置することができるようになった。

さらに、平成２９年に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園・保育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領において「学校段階間の接続」が新たに示された。また、平成３０年に示された高等学校学習指導要領においても、「学校段階間の接続」が示され、子どもが社会で生きて働く資質・能力を学校教育等で確実に身に付けるために、校種間の連続性を意識した教育活動を行うことが一層求められている。

このことにかかわって、委員からは

[児童生徒について]

・６歳児から１５歳児の子どもたちが同じ学び舎で学習活動を協働的に取り組む場面があり、子どもたち一人一人の主体性を育てるチャンスだと思う。
・子どもたちの心身の成長がかつてと比べると早くなっているので、心身両面の支援が必要である。
・子どもの安心安全を確保することはもちろん、子どもたちの学びや成長を支える環境を整えていくことも重要な課題であると考える。
・小規模校での子どもの成長を見守っていく時に、お互いに刺激し合い、その中で主体性等が生まれてくることを考えたら、ある程度の人数の中で学んでいくことも大切である。

［教職員について］
・加配教員の配置は教育現場にとって多くのメリットをもたらし、新たな学校文化の構築に向けて教職員の意欲向上に資するものである。
［地域や保護者について］
・校舎が一つの場合と別々の場合のメリット、デメリットについて現状と比較して分析・検証する中で、小中一貫教育にすることに意味や価値について考える必要がある。
・洞爺地区において、小学校と中学校の施設分離型の義務教育学校も考えられるが、メリットとデメリットを確認する必要がある。
・洞爺湖温泉小学校の保護者の意見や考えを丁寧に把握していくことが大切だと思う。
［計画や導入時期等について］
・「洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言（平成 25 年）」から１０年が経過している。その間、小中一貫教育制度の導入について、教育の環境も変化しているので、その計画の見直しが必要である。
・町で一斉の小中一貫教育を導入するのはハードルが高い。虻田地区と洞爺地区のやりやすい方から始めながら、それらをモデルケースとしてやっていき、メリットやデメリットを精査しながら段階的に進めていく方がスムーズではないか。
・虻田中学校が虻田小学校に入ることを一つのモデルとして洞爺湖町で段階的に進めていくことも必要ではないか。
・10 年後、15 年後の先を見据えて考えていかなくてはならない。先延ばしにするのではなく、未来の子どもたちのために必要なものは作ってもらいたい。
・洞爺地区において、小学校と中学校の教員間の交流が進められている。この状況を踏まえ、小中一貫教育の推進を、教育委員会や町が積極的に後押しすることが適切であると考える。また、地区ごとの状況が異なることを踏まえ、段階的に進めるべき地区や、早期にその流れを進めていく地区があってもよいと考えられる。
・校舎の統廃合や小中一貫教育の導入に向けては、児童生徒のための学びの環境整備が第一目的であることから、令和８年度に予定されている虻田中学校の移転状況なども丁寧に精査し、関係する部署等と教育予算や具体的な導入スケジュール等について十分な協議を重ねながら必要な準備を計画的かつ段階的に整えていくことが重要である。
［施設活用の面から］
・洞爺湖温泉小学校の校舎が比較的新しいということを考えると、洞爺湖温泉小学校の校舎を活用して洞爺湖温泉小学校、とうや小学校、洞爺中学校で小中一貫教育を進めてはどうかと考える。そうすることで、児童生徒数も増え、複式学級も解消され、いい環境になるのではないかと思う。
・洞爺湖温泉小学校の建物を活用することは理にかなっているが、虻田地区として虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校で、洞爺地区としてとうや小学校、洞爺中学校で小中一貫教育を進めていってはどうかと思う。
［予算について］
・洞爺湖町の将来を担う子どもたちのことを考えれば、様々な問題を先延ばしにするのではなく、教育予算の確実な確保に向けても、町長部局や町議会と連携を図っていただきたい。

・将来的に、財政的に難しいのであれば、それぞれの地区の思いはあるが、全ての学校を統合して一つにしてしまうといった決断もしていかなければいけない。どこかの区切りで決断していく必要もある。

などの意見が出されていた。

設置可能となった平成２８年４月以降、全国的に小中一貫教育制度を導入する自治体が増えており、胆振管内４市７町においても、２市４町において既に導入されており、次年度、令和７年４月からは、さらに１市が導入予定である。

今回の審議においては、時代の流れの中で、当初計画と現状の比較分析、将来的なビジョンなどを早急に考える必要があるなどの慎重的な意見はあるものの、概ね前向きな意見や考えが多数出されたと思われる。この審議結果を踏まえ、教育委員会において具体的な時限を定めて制度の導入に向けた取組を進めていくことを審議会として強く望むものである。

２　教育環境の向上に関する総合的な方策

(1)教育環境の向上に関わる協議の視点

子どもたちにとって最適な教育環境を整備するためには、安全性や利便性、人口推移、財政状況、地域性などを考慮する必要がある。これらの視点を総合的に考慮しながら、地域のニーズに合った教育環境の向上に努めてもらいたい。

ア　安全性

子どもたちの生命や安心安全を確保する観点からは、校舎の耐震性については町内全ての校舎で満たしているものの、町内小中学校は、洞爺湖温泉小学校を除いて、昭和時代に建設されたものが多く、今後は計画的に大規模改修や長寿命化改良に向けて計画的に進めていく必要がある。また、洞爺湖町は有珠山をかかえており、一定の周期で噴火を繰り返している。そのため、噴火の火災サージエリアも考慮しつつ校舎の位置について考えていく必要があるとともに、日常からの防災教育や地域との連携に努めることが求められる。

イ　利便性

教育施設へのアクセスについては、本町の地理的な状況を考慮するとともに、洞爺湖町スクールバス運行管理規則に基づき、子どもの成長段階を踏まえたものとすることが大切である。

<table>
<tr><th></th><th>国(通学距離と時間)</th><th>洞爺湖町</th></tr>
<tr><td>小学校</td><td>「おおむね４㎞以内」とし、適切な交通手段を確保するなどして、「おおむね１時間以内」が目安</td><td rowspan="2">「おおむね４５分以内」に通学できる範囲が望ましい(スクールバスの活用)
※距離の目安は定めない
※時間については、洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言(平成25年1月)を引き継ぐ。</td></tr>
<tr><td>中学校</td><td>「おおむね６㎞以内」とし、適切な交通手段を確保するなどして、「おおむね１時間以内」が目安</td></tr>
</table>

※国の基準は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引(平成27年1月27日文部科学省)」による

ウ　今後の児童生徒数

［令和６年 11 月 30 日現在］

洞爺湖町における児童生徒数と学級数の見通し（上段：児童生徒数、下段：学級数）

	令和												
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
虻田小	149	151	146	143	126	118	107						
	6	6	6	6	6	6	6						
洞爺湖温泉小	37	36	31	31	27	27	21						
	4	4	4	4	3	3	3						
とうや小	68	72	70	68	60	56	46						
	6	6	6	6	6	5	5						
小学校計	254	259	247	242	213	201	174						
虻田中	96	80	93	90	106	99	96	81	81	78	72	67	50
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
洞爺中	31	28	32	32	37	34	36	35	36	32	25	20	14
	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
中学校計	127	108	125	122	143	133	132	116	114	110	97	87	64
合計	381	367	372	364	356	334	306						

※住民基本台帳から算出し、特別支学級に在籍する児童生徒数の見込みが立たないため、全員普通学級に在籍するものとして推計。

※網掛け　は複式学級（見込みを含む）。

※養護教諭は、４学級以上または３学級で児童生徒数 11 人以上の小・中学校に１人配置。

※事務職員は、４学級以上または３学級で児童生徒数 15 人以上の小・中学校に１人配置。

上の表（P4 の再掲）は町内の各小中学校の今後の児童生徒数と学級数の見通しとなっている。小学校においては、洞爺湖温泉小学校は、令和６年度現在４学級（複式学級が２つ）であり、令和 11 年度からは３学級(複式学級が３つ)となる見込みである。また、とうや小学校は令和１２年度より複式学級となる見込みである。中学校においては、洞爺中学校において令和 20 年度より複式学級となる可能性がある。

このことにかかわって、委員からは

- 少子化や今後の洞爺湖町の人口動態を踏まえ、学校の適正規模・配置に向けては、小中一貫教育の導入と柔軟な教育システムの構築を考慮し計画的に進めていってもらいたい。
- 教育の質を確保しつつ子どもたちがより多様な体験を積めるよう、地域資源を活用した学習活動や異年齢交流の機会を大切に、将来の地域活性化にもつながる教育を展開してもらいたい。
- 洞爺湖温泉小学校の校舎が比較的新しいということを考えると、洞爺湖温泉小学校の校舎を活用して洞爺湖温泉小学校、とうや小学校、洞爺中学校で小中一貫教育を進めてはどうかと考える。そうすることで、児童生徒数も増え、複式学級も解消され、いい環境になるのではないかと思う。

・今年度以降の出生児が減少するが、出生率低下を補うために、子育て世代の移住という視点において地域（特に洞爺）に学校があることの重要性についても考慮してはいかがかと思う。

などの意見が出された。

エ　財政

［単位　千円］

施設番号	用途分類	施設名称	支出(R4)	施設番号	用途分類	施設名称	支出(R4)
1	学校教育	虻田小学校	12,450	10	社会教育	母と子の館	6,030
2	学校教育	洞爺湖温泉小学校	11,630	11	スポーツ	あぶた体育館	7,640
3	学校教育	とうや小学校	7,410	12	スポーツ	学校水泳プール	80
4	学校教育	虻田中学校	14,300	13	スポーツ	洞爺湖町プール	5,270
5	学校教育	洞爺中学校	24,270	14	町民文化	入江・高砂貝塚館	1,250
6	学校教育	虻田給食センター	34,430	15	町民文化	郷土資料館	310
7	学校教育	洞爺給食センター	16,770	16	町民文化	洞爺湖芸術館	14,980
8	社会教育	あぶた読書の家	4,540	合　計			167,890
9	社会教育	虻田ふれ合いセンター	6,530				

洞爺湖町は平成１８年に旧虻田町と旧洞爺村が合併したが、平成 20 年に財政健全化団体となった経緯がある（当時夕張市に次いで、全道で２番目に財政状況が悪い）。平成 23 年に財政健全化団体を脱却するが、いまだ大変厳しい状況である。今後の人口減少の中で、歳入が減り、逆に歳出が増えている状況である。理由としては町の公共施設の数が全国の平均に比べて５倍の床面積であり、また、建物の老朽化による維持補修費にかかる費用が大きいことがあげられる。赤字は町の基金を取り崩しながら、今後の財政運営をしていかなくてはならないが、有珠山が噴火した場合には、この基金がないと財政運営もできなくなる状況である。洞爺湖町の教育関連施設は合計 16 あり、令和 4 年度の維持管理経費の合計額は 167,890 千円となっている。これらの経費には人件費や燃料費が含まれており、その割合が非常に高い。

このことにかかわって、委員からは

・洞爺中学校の施設維持管理費は約 24,000 千円で、そのうち電気暖房およびオール電化による電気代が年間約 10,000 千円を占めているため、光熱費がかからないような仕組みに変えることが必要だと考える。

・10 年後、15 年後の先を見据えて考えていかなくてはならない。先延ばしにするのではなく、未来の子どもたちのために必要なものは作ってもらいたい。

・洞爺湖町の将来を担う子どもたちのことを考えれば、様々な問題を先延ばしにするのではなく、教育予算の確保をお願いしたい。

・洞爺湖町の子どもたちの未来を支えるため、教育予算の確保は不可欠である。充実した教育環境を提供するために、必要な予算を確保していただきたい。

・将来的に、財政的に難しいのであれば、それぞれの地区の思いはあるが、全ての学校を統合して一つにしてしまうといった決断もしていかなければいけない。どこかの区切りで決断していただきたい。

などの意見が出されていた。

オ　教育関連施設の建築年、経過年数、耐用年数一覧（R6）

施設番号	用途分類	施設名称	建築年	経過年数	耐用年数	施設番号	用途分類	施設名称	建築年	経過年数	耐用年数
1	学校教育	虻田小学校	S61	38	47	9	社会教育	虻田ふれ合いセンター	S59	40	47
2	学校教育	洞爺湖温泉小学校	H14	22	47	10	社会教育	母と子の館	S63	36	34
3	学校教育	とうや小学校	S42	57	34	11	スポーツ	あぶた体育館	S51	48	34
4	学校教育	虻田中学校	S42	57	47	12	スポーツ	学校水泳プール	S47	52	34
5	学校教育	洞爺中学校	S56	43	47	13	スポーツ	洞爺湖町プール	H元	35	34
6	学校教育	虻田給食センター	S59	40	41	14	町民文化	入江・高砂貝塚館	H8	28	50
7	学校教育	洞爺給食センター	H12	23	34	15	町民文化	郷土資料館	H6	30	24
8	社会教育	あぶた読書の家	S55	44	22	16	町民文化	洞爺湖芸術館	S27	72	24

※経過年数の数値に下線があるものは耐用年数を経過している施設である。

※教育関連施設において、耐用年数を経過している施設としては、１６ある教育関連施設のうち、９の施設（とうや小学校、虻田中学校、あぶた読書の家、母と子の館、あぶた体育館、学校水泳プール、洞爺湖町プール、郷土資料館、洞爺湖芸術館）である。これらの施設については、耐震化工事を含め様々な改修、保全等の対応を行ってきている。これまで、特に学校施設においては屋根の雨漏り等の改修は行っているが、大規模改修は実施していない状況である。

このことにかかわって、委員からは

・教育環境の改善は、単なる施設の充実にとどまらず、地域全体の成長と子どもたちの未来に対する投資でもある。持続可能で安心かつ安全な教育環境を築くことが、次世代の育成において非常に重要である。

・今後、適正配置を検討していく中で、洞爺湖町の学校施設の計画的な修繕ならびに建物の長寿命化を図るための必要な費用について十分検討し、予防保全の視点に立った維持管理の適正化を図ってもらいたい。

・虻田中学校は非常に古い建物で窓には隙間があり、材質は鉄である。冬場には、ボイラーが停止することもある。
・「洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言（平成 25 年）」から１０年が経過している。その間、小中一貫教育制度の導入について、教育の環境も変化しているので、その計画の見直しが必要である。
・虻田中学校が虻田小学校に入ることを一つのモデルとして洞爺湖町で段階的に進めていくことも必要ではないか。
・校舎が一つの場合と別々の場合のメリット、デメリットが現状と比較して明らかではないので、小中一貫教育にすることに意味はあるのかと考える。
・洞爺地区において、小学校と中学校の施設分離型の義務教育学校も考えられるが、メリットとデメリットを確認する必要がある。
・10 年後、15 年後の先を見据えて考えていかなくてはならない。先延ばしにするのではなく、未来の子どもたちのために必要なものは作ってもらいたい。
・洞爺湖町の将来を担う子どもたちのことを考えれば、様々な問題を先延ばしにするのではなく、教育予算の確保をお願いしたい。
・洞爺湖温泉小学校の校舎が比較的新しいということを考えると、洞爺湖温泉小学校の校舎を活用して洞爺湖温泉小学校、とうや小学校、洞爺中学校で小中一貫教育を進めてはどうかと考える。そうすることで、児童生徒数も増え、複式学級も解消され、いい環境になるのではないかと思う。
・洞爺湖温泉小学校の建物を活用することは理にかなっているが、虻田地区として虻田小学校、洞爺湖温泉小学校、虻田中学校で、洞爺地区としてとうや小学校、洞爺中学校で小中一貫教育を進めていってはどうかと思う。
・洞爺湖温泉小学校の建物の有効活用として、サッカー場や野球場があるので、宿泊施設としての活用も考えられる。もし、有珠山が噴火した時には宿泊も可能になるし避難所としても使えるのではないだろうか。
・将来的に、財政的に難しいのであれば、それぞれの地区の思いはあるが、全ての学校を統合して一つにしてしまうといった決断もしていかなければいけない。どこかの区切りで決断していただきたい。

などの意見が出されていた。

カ　地域性

学校は教育の場であるだけでなく、地域コミュニティ形成の中心として、地域交流の場でもある。学校を地域行事やイベントの開催場所として活用し、地域住民が集う機会を増やすことで、地域の結びつきを強化し、地域全体で子どもたちを支える環境を築くことが大切である。

また、学校規模の適正化や適正配置の検討においては、保護者や地域住民の意見・要望を聞きながら、理解と協力を得て進めることが必要である。そして、学校運営協議会や地域イベントの開催を通じて住民が積極的に関与できるようにし、地域と学校が協力して教育環境を整えることが重要である。

このことにかかわって、委員からは

- かつては、学校を中心に地域が繁栄するという考えのもとで学校が建てられていた。「自分の地域は自分たちで」という気持ちが強かった。時代の移り変わりについて、地域の方々にしっかりと説明し、時間をかけて新しいビジョンを共に作り上げていくことが大切ではないか。
- 私たちの世代の考え方は、やはり「文化薫る洞爺」ということ。教育を軸に、地域住民が一つになることを小中一貫して進めてきた結果、その影響が最近現れ始めている。若い世代の移住が進み、子どもの数も増加傾向にあり、保育園も増えている。こうした現実を町としてしっかり把握し、それを基本に据えて進めていくことが重要だと考えている。
- 予測はできるとは言っているが有珠山噴火がいつ起こるかわからない。やはり子どもたちを安全なところに置きたい。
- 洞爺湖温泉小学校の建物の有効活用として、サッカー場や野球場があるので、宿泊施設としての活用も考えられる。もし、有珠山が噴火した時には宿泊も可能になるし避難所としても使えるのではないだろうか。
- 学校の統廃合を進めた場合に、スクールバスでの送迎や登下校の時間も考慮する必要がある。子どもの学びの保障がどうなるのか考えなければならない。
- 洞爺地区ではスクールバスで 45 分近くかけ、高台から登校している児童もいる。
- 洞爺湖温泉小学校の校舎に係っては、教育委員会として、保護者から意見を伺う場を設けることも必要である。

などの意見が出されていた。

(2)各施設に関わる方策等

前述した安全性などの５つの視点を踏まえ、「各施設に関わる方策等」については、各施設の【現状】と【今後の方向性を考える際の視点】という項目で示していく。

また、【今後の方向性を考える際の視点】については、「子どもたちに育てたい資質・能力」や「子どもたちにとっての特色ある学校づくり（児童生徒数、学校規模、学校制度等）」、「教育環境の向上に関わる協議の視点（安全性や利便性、人口推移や財政、地域性等の視点）」など様々な視点からの考えや意見であること、加えて、前述のとおり本答申は「総合的な方策」を示すこととしており、一つの結論を導くものではないことを予め記しておく。

なお、各施設のあり方については、地域との十分な対話や議論を踏まえることを前提としていただきたい。

ア　校　舎

今後、適正配置に取り組むにあたっては、洞爺湖町として目指す子どもの姿を実現するため、子どもたちにとって、より良い教育環境を最優先事項としながら、児童生徒数の推移や見通し、校舎の現状、町の財政状況、地域性など、総合的な観点から検討を進めるとともに、地域との十分な議論を行いながら進めていただきたい。

（ア）各校舎の現状と児童生徒数の見通し　　※校舎の経過年数は令和６年までの年数

学校名	建築年	経過年数	児童生徒数	今後の見通し（住民基本台帳からの推測）
虻田小学校	S50	49	１５７	令和 10 年度までは１４０名程度で推移する見込みである。その後減少傾向となり、令和１３年度は 107 名の見通しである。
洞爺湖温泉小学校	H14	22	35	令和１０年度までは３０名程度で推移する見込みである。その後減少傾向となり、令和１３年度は２１名の見通しである。
とうや小学校	S42	57	66	令和１１年度までは６０名以上で推移するが、その後減少傾向となる。令和１２年度からは複式学級編制となる見込みであり、令和１３年度は４６名の見通しである。
虻田中学校	S42	57	106	令和１６年度までは８０～９０名程度で推移する見込みである。その後減少傾向となり、令和１９年度は５０名の見通しである。
洞爺中学校	S56	43	26	令和１４年度までは３０名程度で推移するが、その後減少傾向となる。令和 19 年度は１４名の見通しで、令和 20 年度は複式学級編制となる可能性がある。

（イ）今後の方向性を考える際の視点（委員からの意見）

虻田小学校	・新しい学校を建ててしまうと様々なリスクもある。令和８年度に虻田小学校と虻田中学校が虻田小学校の建物で教育活動を行うのであれば、そちらをまず小中一貫のような形で進めることはできないのか。 ・虻田中学校の施設の老朽化と、生徒の安全を最優先させるために虻田小学校の余裕教室への移転となるが、同時に洞爺湖温泉小学校との統廃合を地域と協議し、小中一貫教育の実施に向けても段階的に進めるべきである。
洞爺湖温泉小学校	・洞爺湖温泉小学校の建物は新しく、整った施設が備わっている。小規模であるが、この学校を生かしていくことが重要であると考えられる。 ・洞爺湖温泉地区の小学校については他との統合を検討する声が上がっているが、実際に PTA や通学する児童の保護者がどのような考えを持たれているのか把握することが重要である。いずれにしても、中学校段階では虻田中学校への進学が必要となるため、早期に虻田地区との学校と統合に向けて検討することも一案ではないかと考えられる。 ・現在、虻田小学校の児童数は減少傾向にあり、令和 13 年度には生徒数が３分の２に減少する見通しである。一方、洞爺湖温泉小学校は建物が比較的新しく位置的にも利便性が高いと考えられる。このため統合の際には虻田小学校を中心とする案が有力だが、将来的に児童数のさらなる減少が見込まれる中で、洞

	爺湖温泉小学校の施設を有効活用する可能性も視野に入れるべきではないか。 ・洞爺湖温泉小学校は、設立当初から避難所としての機能を兼ね備えた施設として計画されており、児童数の減少を考慮しながら、将来的には避難所としての活用を見据えた設計が行われた。 ・とうや小学校から洞爺湖温泉小学校へスクールバスを運行し洞爺湖温泉小学校を活用し、中学校に進学する際には、将来的に本町への統合の可能性も検討すべきであると考えられる。いずれにしても、小学校の集約に関しては、洞爺湖温泉小学校の施設を活用することも十分に可能である。 ・洞爺湖温泉小学校の活用方法について、必ずしも学校としての活用にこだわる必要はないと考える。洞爺から通学するには距離的な負担が大きい面もあり、地域の教育熱心な方々が多くいる洞爺で小中一貫教育を実施することに大きな意義があると感じている。一方で、洞爺湖温泉小学校の建物の有効活用として、学校以外の用途も検討すべきである。例えば、かつてネイパル洞爺があったように、大会や合宿の拠点としての活用が可能ではないか。地域にはサッカー場や野球場があり、それに付随する宿泊施設として小学校を活用することで、合宿で訪れる団体の受け入れが可能となる。さらに、宿泊施設としての機能を備えていることで、有珠山が噴火した際には避難所としても利用できる。
とうや小学校	・洞爺地区は、小中一貫に対しての反対はない。ただ、小学校に中学校が入ることができないし、中学校に小学校が入ることもできないので新校舎にするしかないという話と、小学校と中学校の別々の校舎で学びながら小中一貫にする形は、今と比較して、すごくメリットがあるとは思っていない。何かすごく良いということでない限りは、小中一貫にすることに意味はあるのかと感じる。 ・令和 20 年度において、洞爺中学校が複式学級となる可能性があることを踏まえると、洞爺地区の学校配置について検討が必要である。例えば、洞爺小学校と洞爺中学校を洞爺湖温泉小学校に統合するなどの選択肢が考えられる。また、財政状況が厳しい場合には、本町に全ての学校を集約し、一つの学校とするという決断を検討する必要があるかもしれない。 ・とうや小学校から洞爺湖温泉小学校へスクールバスを運行し洞爺湖温泉小学校を活用し、中学校に進学する際には、将来的に本町への統合の可能性も検討すべきであると考えられる。いずれにしても、小学校の集約に関しては、洞爺湖温泉小学校の施設を活用することも十分に可能である。 ・建物の面から考えると、とうや小学校と洞爺湖温泉小学校が月浦地区で共に学ぶことで、生徒数の増加と複式学級の解消が図られ、集団生活の環境も改善されるのではないかと考えられる。 ・小学校と中学校の施設分離型の義務教育学校も考えられるが、メリットとデメリットを確認する必要がある。 ・予算がかけられるとすれば、小学校または中学校のどちらかの校舎を活用し、校舎一体型の義務教育学校を望む。使用しない校舎は更地にするか別に活用する。 ・施設の老朽化のため、洞爺湖温泉小学校と統合し洞爺湖温泉小学校の校舎を活

	用することも考えられる。 ・既存のとうや小学校または洞爺中学校のどちらかの校舎を増築し、一体型の学びの場を構築してほしい。新たな校舎の建設が困難な場合においても、小中一貫の教育体制を洞爺地区のモデルケースとして推進させたい。また、いずれかの学校施設の跡地については、地域のニーズに応じた有効活用を検討してもらいたい。例えば、高齢者施設との融合やグラウンドの分譲地化など、洞爺地区においては住みたいと願う人々のための住環境整備が求められている。
虻田中学校	・施設の老朽化のため、生徒の安全を最優先させるために令和８年度に虻田小学校余裕教室へ移転する予定である。 ・小中一貫教育制度の導入については段階的に進めることが望ましい。 ・校舎移転後は校舎を解体し、跡地利用については、町長部局と連携しながら活用について検討することが望ましい。
洞爺中学校	・洞爺地区は、小中一貫に対しての反対はない。ただ、小学校に中学校が入ることができないし、中学校に小学校が入ることもできないので新校舎にするしかないという話と、小学校と中学校の別々の校舎で学びながら小中一貫にする形は、今と比較して、すごくメリットがあるとは思っていない。何かすごく良いということでない限りは、小中一貫にすることに意味はあるのかと感じる。 ・令和 20 年度において、洞爺中学校が複式学級となる可能性があることを踏まえると、洞爺地区の学校配置について検討が必要である。例えば、洞爺小学校と洞爺中学校を洞爺湖温泉小学校に統合するなどの選択肢が考えられる。また、財政状況が厳しい場合には、本町に全ての学校を集約し、一つの学校とするという決断を検討する必要があるかもしれない。 ・施設分離型の義務教育学校も考えられるが、メリットとデメリットを確認する必要がある。 ・既存のとうや小学校または洞爺中学校のどちらかの校舎を増築し、一体型の学びの場を構築してほしい。新たな校舎の建設が困難な場合においても、小中一貫の教育体制を洞爺地区のモデルケースとして推進させたい。また、いずれかの学校施設の跡地については、地域のニーズに応じた有効活用を検討してもらいたい。例えば、高齢者施設にするとか、グラウンドの分譲地化が考えられる。洞爺地区においては住みたいと願う人々のための住環境整備が求められる。

イ　給食センター

（ア）現状

a 洞爺湖町の給食センターの概要

	虻田給食センター	洞爺給食センター
構　造	RC(鉄筋コンクリート造)	S(鉄骨造)
総床面積	400 ㎡	392 ㎡
建築年	S59 年	H12 年
経過年数	40 年(令和６年)	24 年(令和６年)
調理能力	800 食	300 食
調　理	直　営	直　営
米　飯	委　託	自　炊
調理食数/日	359（R6）	120（R6）
配　送	委　託	直　営
提供学校数	小学校２、中学校１、虻田高校	小学校１　中学校１
職員数 (R6　町職員)	事務職員(町職員１名・会計年度１名) 栄養教諭１名(道教委職員)	事務職員(町職員１名) 栄養教諭１名(道教委職員)
職員数(R6 調理員)	会計年度職員７名・パート職員２名	会計年度職員３名・パート職員１名
R5 経費等 [単位　千円]	人件費　18,531 需要費･役務費･委託料等　21,634 運営経費合計　40,165	人件費　8,029 需要費･役務費･委託料等　14,816 運営経費合計　22,845

※需要費(消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕等)、役務費(通信運搬費、手数料)

b 学校給食センターのこれまでの経緯

①平成 17 年度の町村合併協議における確認

給食センター施設については、現状のまま新町に引継ぎ、当面は２箇所での運営とするが、施設の老朽化や経費の節減を考慮し、将来的には１ヶ所に統合して運営していくことが望ましいので、新町において統合に向けた検討を行うことで合意された。

②洞爺湖町学校給食センターの今後の方向性についての提言書

令和３年度に洞爺湖町学校給食センターに係る検討委員会により、洞爺湖町学校給食センターの統合を含めた今後の方向性について調査・検討が行われ、その結果をとりまとめ、提言書として教育委員会に提出された。

検討の中では、新築案、虻田改修案、洞爺改修案の３つの案が提示され、災害時の対応や財政的な視点などを考慮して協議した結果、洞爺給食センターを増改築することが提言された。

< 当初想定案 >　[単位　千円]

	（ア）新築案	（イ）虻田改修案	（ウ）洞爺改修案
建物面積	895 ㎡程度	改修のみ(増築なし)	40～50 ㎡増築
建設費(改修費)	840,000	78,000	208,000

③令和５年度　学校給食センター統合時期の見送りについて

当初の想定から規模や費用（基本設計後、増築面積：約 430 ㎡、概算工事費：約 13 億円）が大きく乖離しているため、実施時期を含め庁内で優先順位を再協議した。その結果、給食センターの統合時期を見送ることとし、現在の給食センターが使用可能であることを踏まえ、小中学校の老朽化や他の公共施設も含めた全体の状況を考慮しながら、教育行政審議会に諮りつつ方向性を定めていくこととした。

c 今後、考えられる例として

	例	内容
①	新築案(R3 検討委員会案)	虻田、洞爺をそれぞれ廃止して新たに設置
②	虻田改修案(R3 検討委員会案)	洞爺を廃止して虻田に集約、共同調理場
③	洞爺改修案(R3 検討委員会案)	虻田を廃止して洞爺に集約、共同調理場
④	近隣と共同設置	近隣市町と共同設置
⑤	近隣市町へ業務委託	近隣市町へ業務委託
⑥	民間委託	調理、運搬、物資購入管理、食器洗浄、ﾎﾞｲﾗｰ管理等を民間委託

（イ）今後の方向性を考える際の視点

- 虻田給食センターは有珠山の麓に位置し、建設から 40 年が経過しており、耐用年数が 41 年であるため、既に改修時期に達している。
- 今後の学校統廃合や小中一貫校の導入に伴い、必要となる給食の食数が変動する可能性がある。これらの変化に対応するために施設改修と学校再編の進行を同時に検討することが重要である。一方で施設を改修したものの、その後の学校再編により新たな課題が生じるような事態を避けるべきで、現時点では必要最低限の改修を行い、学校再編の進展に応じて柔軟に対応できるような計画を検討するべきではないだろうか。どうしても改修が必要な部分に限定しつつ、将来的な目標や課題に対応可能な形で進めることが大切ではないか。
- 少子化により児童生徒数が減少する中で、今後の給食の提供数も減少が予想される。しかし、それに伴い、HACCP（食品衛生管理の国際基準）の要件への対応など、食数が減少したとしても、食品の安全性を確保するためには、施設内で必要な機材を整備する必要がある。買取またはリースというような契約が考えられるが、かなりの経費がかかってしまう。
- 学校給食の現状については、児童生徒数が減少している中でこれを維持するために様々な知恵を絞らないと作れないということであれば異なる視点からの議論も考えられるべきで、給食を止めるという選択肢もあるのではないか。
- 横浜市などでは、昼食を完全に弁当形式に移行している事例があるが、一部の自治体では弁当が冷たくて不評だったため、再び給食に戻したケースも見られる。案の中では「近隣自治体と共同設置」「近隣市町への業務委託」「民間委託」といったことも挙げられているが、持続可能な形を模索する中で議論が必要である。
- 現在、洞爺湖町には多くの赤字施設が存在しており、その収支改善が重要な課題となっている。平成 18 年から続く議論を踏まえ、今回の給食センターの増築の見直しの理由となった「13 億円の増改築費」という課題について、住民の理解と納得を得ながら進めるのか、それとも住民にとって望ましい形を目指しつつ、現状の収支状況を踏まえた現実的な対応を検討する必要がある。
- 給食制度については、基本的な見直しが必要ではないかと考えられる。給食制度は戦後の食の貧困問題を背景に始まったものであり、当時と比較すると、現在の食の貧困状況は存在する可能性があるものの、これが検討課題として挙げられるべきか否かを改めて考える必要がある。また、横浜市では給食を弁当に切り替える取組も進められているとの意見もあり、こうした新たな方向性についても検討すべきである。
- 洞爺給食センターの改修案において、概算で提示された 2 億円という金額と、現在示されている 13 億円との間には大きな乖離があり、令和 5 年以降、費用圧縮などの検討が行われているのか。検討委

員会では「洞爺で実施する」という意見も示されていることから、この意見を尊重しつつ、圧縮された予算案を提示しながら議論を進めるべきではないか。また、今後の検討課題として、資料④の「近隣自治体と共同設置」と資料⑤の「近隣市町への業務委託」について、この「共同設置」とは、豊浦町の給食センターを利用するという意味なのか、それとも別の方法を指しているのかを明確にする必要がある。地理的条件を考慮した場合、例えば洞爺地区は豊浦、本町地区は伊達を利用するなどの選択肢も考えられるのではないか。

- 洞爺湖町において、子どもの教育をどのような価値観や理念に基づいて進めていくのか、その基本的な柱が明確になっていないように感じる。
- 合併協議で１ヶ所に統合するという方向性について、これまでの合意事項が現状に適しているかどうか再検討が必要であると考える。
- 合併協議において給食センターを一箇所に統合する方針が検討されてきたものの、洞爺地区の給食センターは地域に根ざした特色ある施設として評価されるべきであると考える。このセンターは、規模の大小にかかわらず、地域特有の食育を実現し、地域の給食のあり方を示すモデルとしての役割を果たすべきではないか。
- 本案件は町が経営判断をもち、イニシアチブを発揮して「このようにしたい」という具体的な提案を示したうえで、住民や関係者の意見を伺うべき重要な事項であると考える。その際、虻田地区の給食については、例えば伊達市への委託など柔軟な選択肢も含め、効率的で効果的な方策を模索することが望まれる。さらに、洞爺給食センターが取り組む優れた事例を虻田地区の子ども達が学びに訪れるといった形で、地域間の協力を図ることも一案として考えられるのではないか。
- 洞爺地区は、長年にわたり地域一体となって子どもの健康を支える取組を行ってきた。この地域では、学校を中心に人々が農業と歩みを共にし、地域と学校のつながりが非常に強固であることが特徴である。学校給食においても地産地消を軸とし、自分たちが生産した安全で健康的な野菜を子どもたちに提供するという考えのもと、長年にわたり食育を推進していることから、洞爺湖町の子どもたちが地域食材のよさを実感したり、生産者への感謝の心を育んだりすることができる教育活動の一つとして学校給食の価値を本町全体で継続する取組を大切にしていただきたい。
- 今後の学校の統廃合に関しては、枠組みや時期、町の予算、児童生徒数の推移など、さまざまな要素を慎重に考慮する必要があり、併せて、給食センターの運営についても関連するものである。一つの方向性を示すことは難しいものの、将来的に子どもたちのための安心・安全な食の提供を考えつつ、経済的・効率的等の食の確保も視野に入れた解決策を丁寧に協議していく必要がある。

ウ　プール

（ア）現状

ａ課題

洞爺湖町内のプール施設には、町プールと学校水泳プールがあるが、どちらも老朽化が進んでおり、維持管理に多くの課題を抱えている。利用者数も年々減少しており、財政的な負担が増大している状況である。特に、学校水泳プールは耐用年数 35 年を超過しており、安全面の問題（水槽の変形や鉄骨などが進行）により、令和２年度より使用が休止されている。

ｂ利用状況

町プールの利用者数は平成 26 年度と比較して令和５年度で約 40%減少している。学校プールも利用者数が低迷しており、近年は主に学童保育や障がい児施設が利用している。また、令和５年度には小学校での水泳授業が各学年で 2～4 回実施された。

ｃ利用者数の推移

施設名	R1	R2	R3	R4	R5
洞爺湖町プール(虻田地区)	3,438	休止	休止	1,413	2,930
学校水泳プール(洞爺地区)	1,030	休止	休止	休止	休止

※学校以外の利用では、学童保育などが利用している。
※一般の利用者数　475 人　（6月 45 人、7月 152 人、8月 179 人、9月９９人）

ｄ洞爺湖町プールの開館日

①令和６年度の開館日は６月１５日(土)～９月 30 日（月）であり、夏休みは毎日実施
②６月～７月は木曜日が休館、９月は火曜と木曜を休館
③今年度の開館日数は、６月１４日間、７月は２７日間、８月３０日間、９月２２日間
合計９３日
※令和６年度の利用状況は３０２６人であり、１日平均利用者数は３３人（3026/93）
※また令和６年度は壮瞥小学校が利用した。(プールの老朽化のため)

ｅ財政面の課題

①洞爺湖町プールの維持管理費は年間約 5,000 千円、学校水泳プールは約 1,700 千円となっており、集約化により財政負担の軽減が期待される。
②どちらのプールも老朽化が進んでおり、また、維持管理に多くの課題を抱えている。利用者数も年々減少し、財政的な負担が増大している状況である。

〈財政的な負担〉　[単位　千円]

施設名	H30	R1	R2	R3	R4	R5
洞爺湖町プール	6,160	4,260	520	560	5270	4380
学校水泳プール	1,610	1,900	130	80	80	80

ｆ学校水泳プール

①施設の老朽化によって水槽に亀裂やタワミなどが生じたもので、安全面を考慮すると修繕することが必須事項となっており、専門業者ならびに洞爺湖町の建設担当者と修繕について協議をしたところ、この修繕には多額の修繕費がかかる。
（概算見積もり：修繕費は 50,000 千円程度[R３時点]かかる見込み。）
②令和６年度、とうや小学校と洞爺湖温泉小学校はスクールバスを利用して洞爺湖町プールを利用している。

（イ）今後の方向性を考える際の視点

- 洞爺地区の学校水泳プールは耐用年数である 35 年を超過しており、水槽の変形や鉄骨の劣化が進行しているため、令和２年度より使用が休止されている。
- 公共施設等総合管理計画に基づき、プールを廃止し、虻田地区にある洞爺湖町プールに統合する。
- 虻田地区にある洞爺湖町プールは築 34 年が経過しており、老朽化が進行している。当面の間は必要な修繕を行い、学校水泳プールの代替施設として利用を継続するが、今後、大規模な修繕が必要となった際には、近隣市町のプール施設を活用する可能性も検討する必要がある。その場合、バスでの移動時間が発生するが、冬季にスキー学習を実施していることを踏まえ、夏季にはプール学習を取り入れ、バスで移動しながら２時間程度の学習を行うことも有効であると考える。
- プールの活用については、健康促進や体力増進に向けた取組が重要であると考える。かつて町が主催していた水泳教室は、多くの参加者から高い評価を得ていた。今後、民間のプール施設を活用することが可能であれば、冬季間の利用も可能となる。学校のプール授業のみならず幅広い世代が参加できる水泳教室の開催など、町全体で健康増進のための取組をさらに推進できると考える。

エ　体育館等、その他の社会教育施設

洞爺湖町の社会教育施設に関する現状については、人口減少に伴う利用者の減少や財政負担の軽減が課題となっており、今後は複数の施設を集約・統合する必要があると考えられる。その一方で、施設のあり方に限らず、人材の活用や団体間の連携、次代を担う人材の育成といった視点も踏まえながら、今後の方向性を探る必要がある。

虻田体育館の１日平均利用者数は 51 人で最も多く、一方で読書の家は 10 人で最も少ない。この利用状況の差異を踏まえ、施設のあり方と集約・統合について検討することが求められる。以下、会議の中で委員から出された意見をまとめ、方向性を示すこととする。

【施設の集約に向けての視点】

- 町の社会教育施設については、人口減少に伴う利用者数の減少、また将来的な財政負担の軽減を図るため、今後、施設の集約や複合化を進めることが必要である。また、社会教育施設の集約化や統合を進める際には、社会教育施設の集約化のほか、既存の福祉施設や観光施設などへの複合化を図るなど、横断的な視点で検討する必要がある。
- もう一つの視点として、学校を核とした地域づくりの推進が挙げられる。学校を中心に地域づくりを進めることで、地域の魅力を高め、より多くの人を引きつけることができると考えられる。例えば、学校の大規模改修を実施する際には、図書室を地域に開放し、住民が利用できるようにしたり、学校の教室を地域に開放し、子どもから高齢者まで多世代が交流できる場を提供することで、地域全体での交流が促進され、地域の活性化と魅力向上につながることが期待できる。

【人材の活用に向けて】

- 社会教育施設は、社会教育を推進していく上で必要なものであり、さらに積極的に活動を推進する人材や、社会教育活動をコーディネートする人材が不可欠である。特に、社会教育主事がリーダーシップを発揮して事業を推進することが求められる。今後、施設の集約と効率化を図り、適切な場所に必要な人材を配置するとともに、夜間利用の可能性も含めて、管理人を配置し、施設の有効活用を図る必要があると考える。
- 他管内の小学生が大学と連携し、修学旅行先として町内の社会教育施設を訪れる場合があり、その際に大学生が同行して案内役を務めることがある。これは学生にとって学びの機会となり、将来につながる貴重な経験である。また、施設は観光客だけでなく、町民や子どもたちが地域の魅力を PR する場としても期待でき、それが地域への理解を深め、子どもたち自身の成長にもつながっていく可能性があるため、複合的な取組を期待したい。

【団体の連携　次の世代につなげていくために】

- 様々な団体が連携して活動することが大切である。また、活動の周知を図り、各団体のつながりを連携強化することが、地域全体の活性化につながると考えられることから、地域の人々の交流を深めるような行事を、次の世代にどうつなげていくかが今後の課題となる。さらに、利用可能な資源を有効的に活用し、協力できるところでは協力し合う姿勢が重要である。

（ア）体育館等スポーツ施設

施設名	選択肢として考えられる案
あぶた体育館	長寿命化を図る。将来的には類似施設である母と子の館体育館と統合する。
虻田テニスコート	当面の間維持する

（イ）社会教育施設

施設名	選択肢として考えられる案
母と子の館	体育館はあぶた体育館と統合。 学びや遊びの場としての機能は虻田ふれ合いセンターに統合する。
虻田ふれ合いセンター	公民館機能の拠点として長寿命化を図る。
あぶた読書の家	複合施設に移転を検討。既存施設の有効利用を検討する。
みずうみ読書の家	将来的に１カ所に統合
洞爺総合センター図書室	将来的に１カ所に統合

（ウ）町民文化施設

施設名	選択肢として考えられる案
入江・高砂貝塚館	世界遺産の発信の拠点として長寿命化を図る
虻田郷土資料館	複合施設に統合。既存施設の有効利用を検討する。資料が膨大のため収蔵庫が必要
洞爺郷土資料室	
洞爺湖芸術館	芸術文化の発信の拠点として維持する。

洞爺湖町教育行政審議会委員名簿

（敬称略）

No	区　　分	氏　　名	推薦団体等	摘　　要
1	１号委員（学校教育）	内　山　勇　一	校長会	洞爺中学校長
2		横　山　慎　二	校長会	虻田小学校長
3		千　葉　佳　貴		虻田高等学校長
4	２号委員（社会教育）	木　村　省　平	社会教育委員	
5		泰　地　ひとみ	文化団体連絡協議会	
6		京　谷　常　美	とうや文化協会	
7		宍　戸　一　江	体育協会	
8		佐々木　小代子	ウィメンズネットワーク	
9		川　上　由起子	青少年健全育成連絡協議会	
10	３号委員（保護者）	白　井　隆　子	虻田小学校 PTA	
11		長谷川　尊　裕	虻田中学校 PTA	
12		高　橋　洋　一	洞爺湖温泉小学校 PTA	
13		折　原　亜　紀	とうや小学校 PTA	
14		傳　　尚　邦	洞爺中学校 PTA	
15	４号委員（教育有識者）	鈴　木　　淳		北海道教育大学函館校特任教授
16		上　林　宏　文		北翔大学教育文化学部教育学科教授
17	５号委員（公共的団体）	福　島　正　和	いぶり噴火湾漁業協同組合	
18		秋　山　伸　吾	とうや湖農業協同組合	
19		田　伏　ひとみ	商工会	
20		三　浦　和　則	洞爺湖温泉観光協会	
21		宮　本　　好	洞爺まちづくり観光協会	
22		佐　藤　義　昭	自治会連合会	
23	６号委員（公募）	浅　利　弘　樹		洞爺温泉病院
24		國　井　一　宏		NPO サポートセンター
25		高　久　裕　子		

諮問文

洞教推第２０６号

洞爺湖町教育行政審議会

次に掲げる事項について、別添理由を添えて諮問します。

洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について

令和５年１１月１７日

洞爺湖町教育委員会

（理由）

洞爺湖町における児童生徒数は、平成１８年の町村合併の翌年度は児童数４７９名、生徒数４８１名でしたが、令和５年度は児童数２５４名（約４７．０％減)、生徒数１５１名（約６８．６％減）と、わずか１６年間で大きく減少しています。

この間、「洞爺湖町内小中学校の適正配置計画（平成２６年１２月)」を踏まえ、生徒にとってのよりよい教育環境と学びの充実に資するとして、平成２８年４月に洞爺湖温泉中学校と虻田中学校を統合しましたが、その後も児童生徒数の減少は続いており、洞爺湖町における学校教育の在り方に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

当町では、このような状況に鑑み、学校教育法第２１条の規定に基づく義務教育の目標に迫るべく、小・中９年間の系統性・連続性に配慮した小中一貫教育制度の早期の導入を目指しております。

次に、小中学校の校舎や社会教育を含めた教育関連施設については、その多くが昭和４０年代後半に建築され老朽化が進んでおり更新時期を迎えています。

一方で、当町における教育関連施設については、有珠山噴火や津波といった自然災害時における避難施設としての活用、加えて、さらなる人口減少や少子高齢化を見据えた公共施設のコンパクト化やスリム化への転換、厳しい町の財政状況等も視野に入れていく必要があります。

これらの理由により、洞爺湖町立学校における特色ある学校づくりと教育環境の向上に関する総合的な方策について諮問を行うものであります。

なお、ご審議に当たっては、「第２期洞爺湖町まちづくり総合計画（平成２９年３月）」及び「第２次洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン（令和５年３月一部改定）」「洞爺湖町教育大綱（令和５年３月）」との整合性にご配慮いただきますようお願いいたします。

洞爺湖町教育行政審議会条例

（目的）

第１条　洞爺湖町の教育の振興と発展を図るとともに、教育に対す課題やニーズに迅速に対応するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、洞爺湖町教育行政審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について必要な調査及び審議を行い、教育委員会に答申又は建議するものとする。

⑴　洞爺湖町の教育目標と教育ビジョン（以下「教育ビジョン」という。）の策定、見直しに関する事項

⑵教育ビジョンの実施に当たって、必要な事項

⑶その他、教育委員会が必要と認めた事項

（教育委員会の責務）

第３条　教育委員会は、前条の諮問に当たっては、広く町民の意見等を聴くよう努めなければならない。

２　教育委員会は、審議会から答申があった場合は、その内容を尊重しなければならない。

（組織）

第４条　審議会は２５人以内の委員で構成し、次の各号に掲げる団体等から教育委員会が任命する。

⑴　学校教育関係者

⑵　社会教育関係者

⑶　保護者

⑷　教育について優れた見識を有する者

⑸　公共的団体等に属する者

⑹　公募による者

（委員の任期等）

第５条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は再任されることができる。

３　委員の任期が終了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

４　教育委員会は、委員が心身の故障のため職務執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

５　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（正副会長）

第６条　審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第７条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　会長は、会議の議長となる。
３　会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（専門部会）
第８条　審議会に、専門の事項を調査及び審議させるため、専門部会を置くことができる。
２　専門部会の委員は、会長が委員の中から選任する。
３　専門部会の運営その他必要事項は、審議会が別に定める。
（庶務）
第９条　審議会の庶務は、教育委員会において処理する。
（委任）
第１０条　この条例に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、令和５年７月１日から施行する。
（会議の招集に関する経過措置）
２　この条例の施行の日後最初に開かれる会議は、第７条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

洞爺湖町教育行政審議会の審議過程

審議会	開催年月日	審議内容等
第１回	令和５年 11 月 17 日(金)	○洞爺湖町教育行政審議会会議運営規程について ○洞爺湖町教育行政審議会会議開催計画について
第２回	令和６年 ２月 26 日(月)	○教育関連施設の現地視察と現状について ○洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言 ○洞爺湖町公共施設等総合管理計画について ○洞爺湖町の将来人口と財政状況について
第３回	令和６年 ６月 28 日(金)	○各種計画上の位置づけ ・第２期洞爺湖町まちづくりの総合計画 ・第２期洞爺湖町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・洞爺湖町教育大綱 ○これまでの経緯 ・洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言 ・洞爺湖町内小中学校の適正配置計画 ・洞爺湖町学校施設長寿命化計画 ・洞爺湖町学校給食センターの今後の方向性についての提言書
第４回	令和６年 ８月２日(金)	○ワークショップの実施 ・洞爺湖町でどのような子どもを育てたいか、また必要となる資質・能力とは、そのための教育環境（ 教育内容や教育施策）等」
第５回	令和６年 ８月 29 日(木)	○ワークショップの実施 ・洞爺湖町で目指す（特色ある）教育活動について
第６回	令和６年 ９月 26 日(木)	○子どもたちにとって特色ある学校づくりに向けて ・洞爺湖町の小中学校における子どもと学校のあり方についての提言 ・洞爺湖町内小中学校の適正配置計画 ・義務教育の目的・目標の観点より ・児童生徒数と学校規模等の観点より
第７回	令和６年 10 月 31 日(木)	○洞爺湖町立学校の適正配置と校舎施設について ○学校給食センターに係って ○洞爺湖町内プールに係って
第８回	令和６年 11 月 14 日(木)	○ワークショップで取り上げられた社会教育に関連する内容について ○洞爺湖町の社会教育施設の現状と課題について
第９回	令和７年 １月 23 日(木)	○答申内容（案）の審議